

# 西東京市

## 人にやさしいまちづくり推進計画

(素案)

平成20年12月

西東京市 都市整備部都市計画課

# 目次

## 本書の構成と見方

はじめに.....	1
1．計画の基本事項.....	2
1－1 計画策定の目的.....	2
1－2 計画の位置づけ.....	2
1－3 計画の期間.....	3
1－4 計画策定の経緯.....	4
(1) 人にやさしいまちづくり推進計画策定のためのアンケート調査.....	4
(2) 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会.....	5
(3) 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会.....	5
(4) パブリックコメント及び素案説明会.....	5
2．計画策定の基本的な考え方.....	6
2－1 人にやさしいまちづくり条例について.....	6
2－2 計画の基本理念.....	7
2－3 計画の基本方針.....	7
2－4 計画の視点.....	8
2－5 基本目標と施策の体系.....	9
3．施策の内容.....	12
基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進.....	12
(1) 現状と課題.....	12
(2) 関連するアンケート調査結果.....	13
(3) 施策と取り組みの内容.....	15
基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり.....	22
(1) 現状と課題.....	22
(2) 関連するアンケート調査結果.....	23
(3) 施策と取り組みの内容.....	26
基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり.....	32
(1) 現状と課題.....	32
(2) 関連するアンケート調査結果.....	33
(3) 施策と取り組みの内容.....	35

4 . 計画の推進方策 .....	39
4－1 計画の推進体制 .....	39
4－2 計画の進行管理 .....	40
4－3 表彰制度を活用した人にやさしいまちづくりの推進 .....	41
資料編 .....	42
1 西東京市における高齢者・障害者等の現状 .....	42
2 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会 .....	48
3 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会設置要領 .....	49
4 西東京市人にやさしいまちづくり条例 .....	51
用語集 .....	62

# 計画書の構成と見方

この計画書（以下、本書）は、以下のような内容で構成されています。

## 1. 計画の基本事項

- 1 - 1 計画策定の目的
- 1 - 2 計画の位置づけ
- 1 - 3 計画の期間
- 1 - 4 計画策定の経緯

本計画を策定する目的や、西東京市における本計画の位置づけ、計画期間について示しています。  
併せて、計画策定のために実施したアンケート調査や各種会議、パブリックコメントなどについて概要を紹介しています。

## 2. 計画策定の基本的な考え方

- 2 - 1 人にやさしいまちづくり条例について
- 2 - 2 計画の基本理念
- 2 - 3 計画の基本方針
- 2 - 4 計画の視点
- 2 - 5 基本目標と施策の体系

本計画の根拠となる「人にやさしいまちづくり条例」を踏まえ、計画の根底となる考え方（基本理念）と、それに基づく方向性（基本方針）を示しています。  
計画の策定にあたって配慮すべき視点を整理しています。  
めざすべき基本目標と、それを達成するために必要な施策を体系的に示しています。

## 3. 施策の内容

- 基本目標 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進
- 基本目標 2 すべての人にやさしい公共空間づくり
- 基本目標 3 市民・事業者によるやさしいまちづくり

基本目標ごとに、西東京市における現状と課題を示すとともに、関連するアンケート調査結果を紹介しています。  
2 - 5 で示した施策の体系に沿って、本計画が今後推進していく施策について、その内容を解説しています。

（次ページ参照）

## 資料編

- 1. 西東京市における高齢者・障害者の現状
- 2. 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会
- 3. 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会
- 4. 西東京市人にやさしいまちづくり条例

本市における高齢者数、障害者数の近年の動向を整理しています。  
西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会の構成メンバーと、計画策定のための検討経緯を示しています。  
西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会の設置要綱と計画策定までの検討経緯を示しています。  
西東京市人にやさしいまちづくり条例の全文を示しています。

## 「3. 施策の内容」の見方

基本目標

### 基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

#### (1) 現状と課題

高齢者や障害者などの自立や社会参加を進めるために、道路や建築物など社会基盤施設のバリアフリー化が必要ですが、施設や設備のバリアフリー化を推進することだけでは、人にやさしいまちの実現できません。

まちづくりは人づくりとの観点から、地域社会を構成する一人ひとりが高齢者や障害者などに対する理解を深める「心のバリアフリー\*」の推進が求められています。

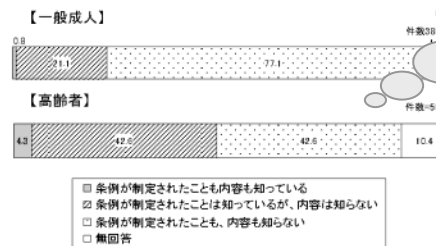
そのため、学校教育や福祉教育、生涯学習事業など、さまざまな機会を通して、市民一人ひとりの心のバリアフリー\*を推進する必要があります。

基本目標に関する西東京市の現状と課題を記述しています

#### (2) 関連するアンケート調査結果

●「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の認知度を見ると、一般成人では77.1%、高齢者では42.6%の人が「制定されたことも内容も知らない」と回答していることから、条例の周知が課題となっています。

○. 西東京市人にやさしいまちづくり条例の認知度



アンケート調査結果より、関連する項目を抜粋しています

施策の柱

#### (3) 施策と取り組みの内容

##### 1-1 心のバリアフリー\*等の推進

▶条例の周知とともに、市民の意識啓発と学習機会の充実を図ります

##### 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発

▶「西東京市人にやさしいまちづくり条例」（特に第3条の基本理念）について市民・事業者への周知を図り、市民・事業者に対して、人にやさしいまちづくりに協力いただけるよう啓発します。【都市計画課】

具体的  
施策名

施策の内容を解説しています

担当課を表示しています

本文で\*を付した用語については、巻末の用語集に解説を掲載しています。

市内に事務所等を有する個人・法人、パブリックコメント\*を実施し（平成21年1月20日）。

用語集は五十音順となっています

掲載ページ

「用語集」

は 行

パブリックコメント ..... P 5, 48  
 行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度（意見公募手続）。2005年6月の行政手続法の改正により制度化された。市が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。



# はじめに

近年、わが国では、年齢や障害の有無など個人の状況に関係なく、すべての人が一人ひとりの選択と自己決定により社会に参加できる社会をめざすというノーマライゼーション\*理念が浸透しつつあります。

こうした状況に対応し、国では「高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法、平成18年）、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（同20年、内閣府）など、すべての人にやさしい社会の実現に向けた施策や制度が打ち出されています。また、東京都においても「福祉のまちづくり条例」に続き、平成15年には「高齢者、障害者が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）を施行しました（平成18年改正）。

また、近年では、地球温暖化・ヒートアイランド現象\*など地球環境問題が深刻化するとともに、開発に伴う身近な緑の減少などにより、快適な生活空間の創出に影響を及ぼしています。今後は、国や東京都による取り組みと連携を図りつつ、本市においても具体的な取り組みが求められます。

平成13年の旧田無市・旧保谷市の合併により誕生した西東京市では、まちづくり計画の指針となる「西東京市都市計画マスタープラン」（平成16年3月）を策定し、ここで示した将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めています。

また、「西東京市環境基本計画」（同16年3月）や「西東京市みどりの基本計画」（同7月）に基づき、地球環境への配慮と潤いある生活環境の創出に向けた取り組みを展開してきました。

しかしながら、すべての市民にとって快適なまちづくりを実現するためにクリアすべき課題は依然として残っています。本市では、これらの課題の解決に向けて、市民、事業者、行政の適切な役割と責任のもと、協働による「人にやさしいまちづくり」を推進するため「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定（平成19年12月）・施行（平成20年4月）しました。

本条例の施行を受け、人にやさしいまちづくりに向けた具体的な方向性と取り組みを明らかにするため、「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定することとしました。

# 1 . 計画の基本事項

## 1-1 計画策定の目的

本計画は、すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、人にやさしいまちづくりの推進に必要な施策を総合的・体系的に示すことを目的とします。

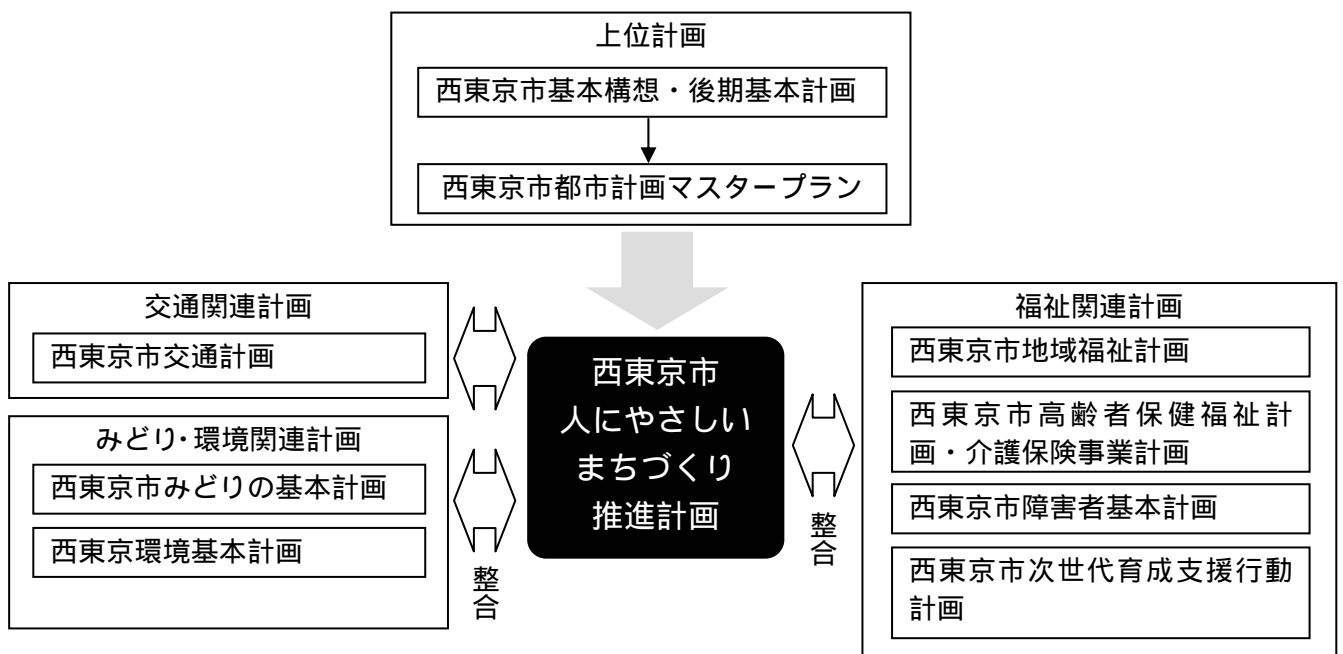
なお、人にやさしいまちづくりの推進にあたっては、まちを形成する社会基盤施設の整備ばかりでなく、市民・事業者の理解・協力が不可欠であることから、本計画ではハード・ソフトの両面からの取り組みを検討・設定することとします。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、次のような位置づけのもとに策定します。

### 西東京市における人にやさしいまちづくりの総合的な指針

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念と本市の特性を踏まえ、人にやさしいまちづくりの実現に向けた基本方針と具体的な取り組みを示します。行政だけでなく、市民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。以下に示す市の上位・関連計画との整合・連携を図ります。





## 1-3 計画の期間

本計画の期間を2ページで示した上位・関連計画の期間と併せて示すと下表のとおりです。

本計画の期間は、平成21(2009)年度から平成30(2018)年度までの10カ年とします。

本計画は様々な分野に関係することから、上位・関連計画との十分な調整のもとに策定しました。今後も、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、上位・関連計画の改定状況等も考慮しながら適宜見直しを行い、改善を図ります。

計画期間

	平成 21 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
西東京市基本構想	平成16～25年度									
西東京市後期基本計画	平成21～25年度									
西東京市都市計画マスタープラン	目標年次：平成37年									
西東京市人にやさしい まちづくり推進計画	平成21～30年度									
西東京市交通計画	平成19～25年度									
西東京市みどりの基本計画	平成25～35年前後を目標									
西東京市環境基本計画	平成16～25年度									
西東京市地域福祉計画	第2期 平成21～25年度									
西東京市高齢者保健福祉計画・介 護保険事業計画	第4期計画 平成21～23年度			第5期			第6期			
西東京市障害者基本計画	後期 平成21～25年度									
西東京市次世代育成支援行動計画	前期 計画	後期計画：平成22～27年度								

## 1-4 計画策定の経緯

### (1) 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画策定のためのアンケート調査

本計画の策定にあたって、施設や道路・公共交通等の利用の際の困りごとや、人にやさしいまちづくりに向けた意向を把握し施策に反映するため、アンケート調査を実施しました。

調査は、市内にお住まいの一般成人（20歳以上65歳未満）の方、身体障害者手帳\*・療育手帳（愛の手帳）\*・精神障害者保健福祉手帳\*をお持ちの方、また、市内高齢者団体に所属している高齢者（65歳以上）の方を対象に実施しました（調査期間；平成20年9月5日～9月25日）。

配布・回収数

調査対象者	配布方法	配布数	有効回収数	有効回収率
一般成人	郵送配布、郵送回収	1,000	380	38.0%
障害者		200	109	54.5%
高齢者	団体より配布、郵送回収	900	509	56.6%

アンケート調査項目

a. アンケート記入者	l. 私有地における緑の保全に対する考え
b. 性別・年齢	m. 市内の緑化のために必要な取り組み
c. 居住地区・世帯構成・同居している人	n. 参加意向のある緑化活動
d. 障害などの状況	o. 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の認知度
e. 外出の頻度・外出の目的	p. 人にやさしいまちづくりの推進において優先すべきこと
f. 道路において不便と感ずること	q. 高齢者や障害者への手助けのために必要な取り組み
g. 主に利用する公共交通機関	r. まちなかで危険だと感じる場所
h. 電車を利用する際に困っていること	s. 人にやさしいまちづくりの推進についての意見・要望
i. バスを利用する際に困っていること	
j. バリアフリー化を必要とする市内の公共施設及び必要な改善点	
k. バリアフリー化を必要とする市内の民間施設及び必要な改善点	

調査項目に付した記号（a～s）は、「3. 施策の内容」（12ページ～）で紹介するアンケート調査結果の図表タイトルに対応しています。

## (2) 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*

本計画の策定においては、幅広い関係者からの意見を聴くため、公募市民、関係団体、学識経験者等で構成する「西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*」（以下、協議会）を設置し、計画課題や施策の方向性等に関する審議を経て策定しました。

## (3) 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会

庁内においては、関係各課代表の課長級職員により「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会」（以下、委員会）を組織し、具体的な施策内容の検討とともに、施策の推進にかかわる調整等を行いました。

## (4) パブリックコメント\*及び素案説明会

アンケート調査結果や協議会・委員会での検討結果を踏まえながら作成した計画素案については、市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所等を有する個人・法人・団体等から幅広くご意見をお聞きするため、パブリックコメント\*を実施します（意見募集期間：平成20年12月18日～平成21年1月20日）。

また、計画素案の内容について幅広く周知し、併せて市民からのご意見を伺うため、素案説明会を実施します（平成20年12月22日、市役所保谷庁舎防災センター）。

## 2 . 計画策定の基本的な考え方

### 2-1 西東京市人にやさしいまちづくり条例について

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念は、以下に示すとおりです。  
本計画は、条例の理念を十分に踏まえ策定します。

#### (基本理念)

- 第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければならない。
- 2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法第2条に規定する土地について公共の福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法第4条に規定する環境への付加の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければならない。
- 3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。
- 4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者をはじめすべての市民が暮らしやすくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として行われなければならない。

また、条例第7条では、西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定を規定しており、同条第2項では推進計画に定める事項を、以下のとおり規定しています。

#### (推進計画の策定)

第7条2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
- (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
- (3) 高齢者・障害者に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
- (4) 公共施設のバリアフリー化(障害者基本法\*第18条に規定する施設のバリアフリー化)の推進に関する事項
- (5) 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
- (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
- (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
- (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

## 2-2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、条例の理念を踏まえ、以下のとおりとします。

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

市民・事業者・行政が、あらゆる人の状況を理解し互いに協力しながら、まちづくりや支えあい・助けあいの活動に取り組むことにより、すべての市民が安心して暮らしていける「西東京市」をめざします。

## 2-3 計画の基本方針

本計画の最も基本的な方向性（基本方針）は以下の3点とします。

### 1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

人にやさしいまちづくりは、市民一人ひとりが意識をもち、他人を思いやる心を持つことなしには、実現できません。「まちづくりは人づくり」との観点に立ち、市民のやさしい心を育む取り組みを推進します。

### 2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

道路や施設などにおける物理的なバリア（障壁）の解消のほか、人々の生活の中に潜在している差別や偏見など（心のバリア）の解消に努めます。

### 3 安らぎが感じられるまちづくり

「人にやさしいまちづくり」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働により、人々が安らぎを感じることのできる環境づくりも視野に入れた取り組みを展開していきます。

## 2-4 計画の視点

本計画は、以下の視点に基づき策定します。

### 市が率先して取り組むとともに、市民や事業者の取り組みも活性化する

本計画の策定主体者は市であり、本計画に掲げる施策や取り組みは市が主体となって実施するものです。しかし、施策の中には市民や事業者の協力が欠かせないものもあります。そこで、市民や事業者の取り組みも併せて促進していきます。

### 地域福祉活動との連携を図る

人にやさしいまちづくりには、市民による支えあい・助けあいの実践が不可欠ですが、市民による支えあい・助けあいの推進は、地域福祉計画\*の理念と共通するものです。西東京市では、平成20年度に、社会福祉法第107条に基づく「西東京市地域福祉計画\*」を改定しており、平成21年度を初年度とする第2期地域福祉計画に基づく活動との連携を図ります。

### 計画の実効性を高める

人にやさしいまちづくりの推進に関する施策・事業については、さまざまなものがありますが、具体的な実施方策を検討し、計画の実効性を高めます。

### 計画の進行管理と、評価・改善のしくみを整える

計画に掲げた施策や事業が着実に実施されるよう、庁内における計画の推進体制とともに、進行管理や実施効果の検証などを行う体制を整備し、必要に応じて取り組みを評価・改善していくこととします。

## 2-5 基本目標と施策の体系

基本理念と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

### 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザイン\*の理念や高齢者・障害者等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人にやさしいまちづくりを推進していきます。

### 2 すべての人にやさしい公共空間づくり

公共建築物、道路等におけるバリアフリー化と積極的な緑化により、だれもが快適に利用できる公共空間整備を推進します。また、公共交通施設のバリアフリー化を促進していくよう交通事業者に協力を要請していきます。

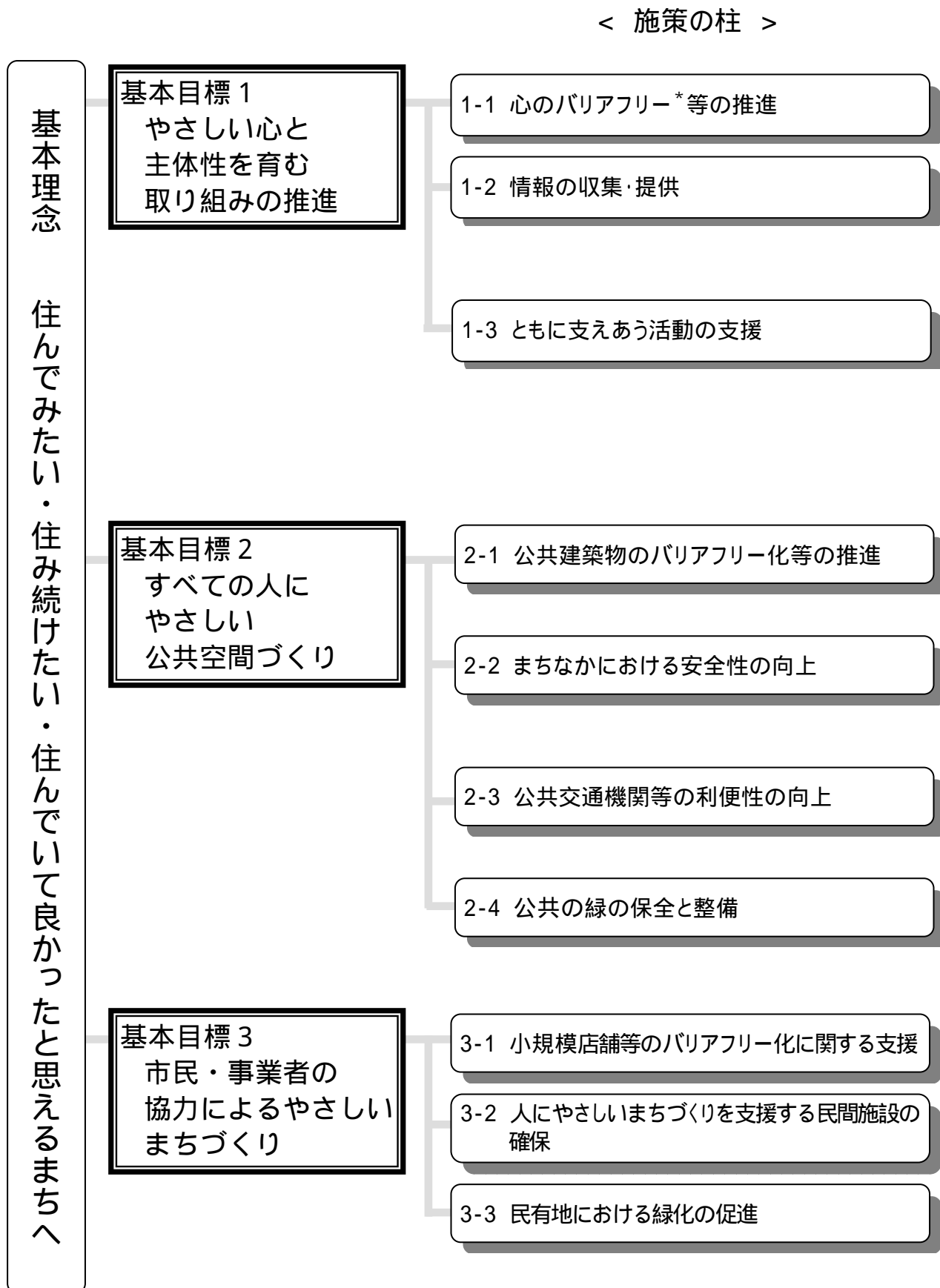
市民の憩いの場となる公園、緑地などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

### 3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

高齢者・障害者等にとって日常生活に不可欠な小規模店舗等について、入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進します。また、外出中の高齢者・障害者、子ども、妊婦、乳幼児連れの人などが気軽にベンチや休憩スペース、トイレ等を利用できるよう、民間施設への協力を要請していきます。

さらに、宅地や事業所敷地など民有地における緑化を促進するとともに、農地・樹林地についても積極的な活用を図ります。

人にやさしいまちづくり推進計画 施策の体系図





## &lt; 具体の施策 &gt;

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発  | 3) 学校や地域での環境学習の推進   |
| 2) 市民に対するバリアフリー教育の推進 | 4) 世代間交流や障害者との交流の推進 |

- |                                |
|--------------------------------|
| 1) 市ホームページによるバリアフリー情報の提供       |
| 2) 市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実    |
| 3) 事業者との連携による施設情報、サービス情報の収集・提供 |
| 4) 支えあいの活動に関する情報の収集・提供         |

- |                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 1) 地域コミュニティの形成促進         | 6) 防災・防犯市民組織活動への支援      |
| 2) 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備 | 7) 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり |
| 3) みんなで支えあう地域づくりの支援      | 8) 子どもの緊急避難場所の確保        |
| 4) 高齢者のささえあいネットワーク事業の推進  | (子ども110番ピーポ君の家)         |
| 5) 障害者の生活支援のネットワーク*の形成   | 9) ボランティア*、NPO*、市民活動の支援 |

- |  |
|--|
| 1) 市役所庁舎におけるユニバーサルデザイン*の推進               |
| 2) だれもが利用しやすい公共施設（図書館・公民館、文化・スポーツ施設等）の整備 |

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1) 快適な道路空間の創出      | 5) 交通事故や犯罪のない道路環境づくり  |
| 2) 都市計画道路*の整備推進    | 6) 駅周辺における快適なまちづくりの推進 |
| 3) 自転車駐車場の整備及び利用促進 | 7) 交通安全活動の推進          |
| 4) 安全・安心な生活道路の整備   | 8) 通学路・通園路の安全確保の充実    |

- |                               |
|-------------------------------|
| 1) 鉄道駅のバリアフリー化事業の促進           |
| 2) 駅前広場等におけるバリアフリー化の促進        |
| 3) 路線バス・コミュニティバス*（はなバス）の利便性向上 |
| 4) 高齢者・障害者等への移送サービスの充実        |

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理 | 3) 水辺空間の整備促進     |
| 2) 公園・緑地の確保         | 4) 公共施設における緑化の推進 |

- |                         |
|-------------------------|
| 1) だれもが利用しやすい施設の整備促進    |
| 2) 補助制度の活用によるバリアフリー*の誘導 |

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1) 民間施設による外出者への支援    | 3) 民間施設に対する優遇措置の検討 |
| 2) まちなかにおける休憩スペースの確保 |                    |

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1) 開発指導による緑の保全・創出 | 3) 農を通じた市民との交流の促進 |
| 2) 市民・事業者による緑化の推進 | 4) グリーンバンク制度の利用促進 |

## 3 . 施策の内容

### 基本目標 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

#### (1) 現状と課題

高齢者や障害者などの自立や社会参加を進めるために、道路や建築物など社会基盤施設のバリアフリー化が必要ですが、施設や設備のバリアフリー化を推進することだけでは、人にやさしいまちは実現できません。

まちづくりは人づくりとの観点から、地域社会を構成する一人ひとりが高齢者や障害者などに対する理解を深める「心のバリアフリー\*」の推進が求められています。

そのため、学校教育や福祉教育、生涯学習事業など、さまざまな機会を通して、市民一人ひとりの心のバリアフリー\*を推進する必要があります。

また、まちのバリアフリー化や、地域の援助活動を必要としている人たちに対し情報が確実に行き届くよう、市が率先して情報を収集するとともに、ホームページなどの活用を通して積極的に情報を発信していく取り組みも必要です。

西東京市では、平成18年に、市民・事業者・社会福祉協議会との協働により「お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）」を作成しましたが、まちの状況は日々変わっていくことから、今後も引き続き、情報の更新・充実を図っていくとともに、幅広く市民に情報を伝達する手段を検討する必要があります。

さらに、高齢者や障害者などに対する理解を深めるだけでなく、思いやりの心を持った具体的な活動へつなげるため、地域の支えあい活動を活性化する必要があります。

本市では、社会福祉協議会が実施する「ふれあいのまちづくり事業」において、高齢者や子どもの見守り、地域のパトロール、ボランティア\*や市民活動の支援を行っていますが、今後も、高齢者や障害者等の日常生活や社会参加を地域で支援する活動を活性化するとともに、活動の担い手となる人材を確保することが必要です。

(2) 関連するアンケート調査結果

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の認知度を見ると、一般成人では77.1%、高齢者では42.6%の人が「制定されたことも内容も知らない」と回答していることから、条例の周知が課題となっています。

人にやさしいまちづくりの推進において優先すべきことをたずねたところ（複数回答）、一般成人と障害者では「心のバリアフリー\*の推進」が、高齢者では「地域における助け合い・支えあい活動の活性化」が半数近くとなっています。人にやさしいまちづくりの推進には、市民のやさしい心を育む必要があると考えている人が多いことがうかがえます。

o . 西東京市人にやさしいまちづくり条例の認知度

【一般成人】



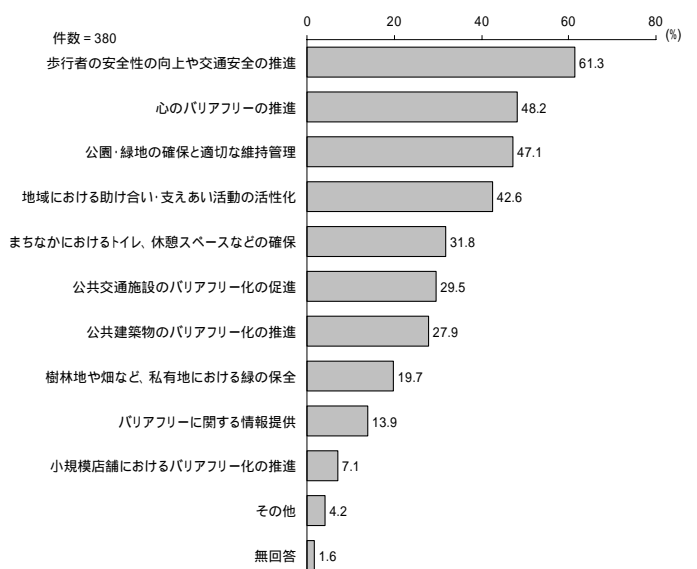
【高齢者】



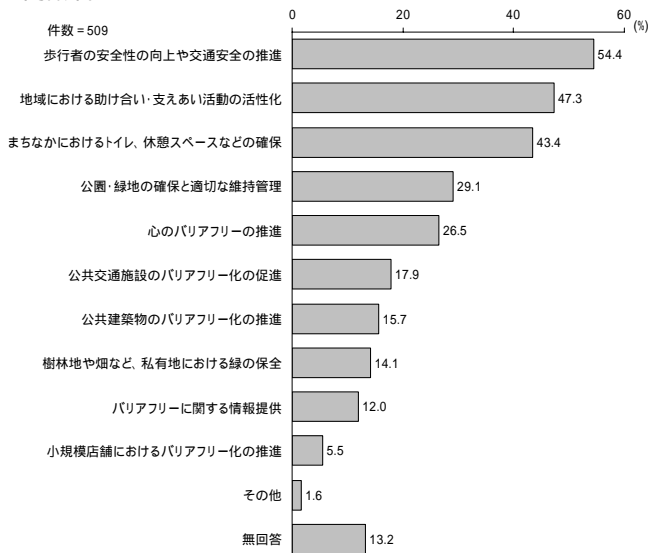
- 条例が制定されたことも内容も知っている
- ▨ 条例が制定されたことは知っているが、内容は知らない
- 条例が制定されたことも、内容も知らない
- 無回答

p . 人にやさしいまちづくりの推進において優先すべきこと

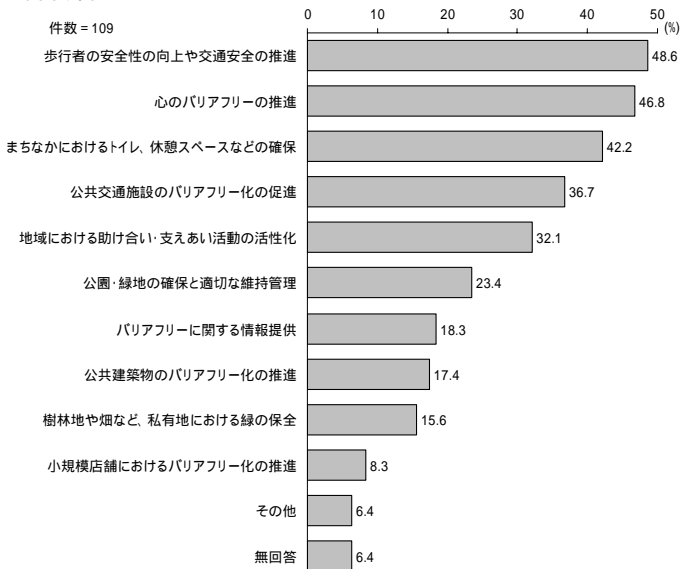
【一般成人】



【高齢者】



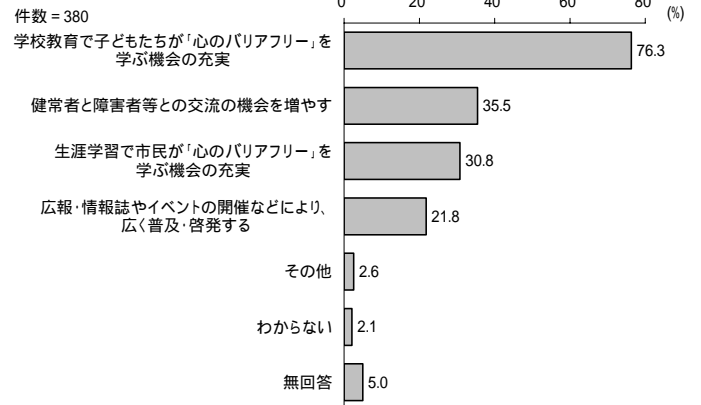
【障害者】



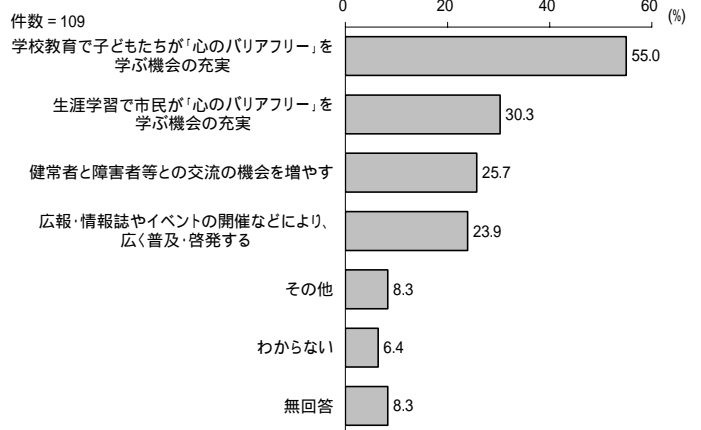
高齢者や障害者への手助けのために必要な取り組みとしては（複数回答）、一般成人、障害者、高齢者のいずれも「学校教育で子どもたちが『心のバリアフリー\*』を学ぶ機会の充実」との回答が最も多くなっており、学校教育への期待が高くなっていることがわかります。また「生涯学習で市民が『心のバリアフリー\*』を学ぶ機会の充実」も、それぞれ3割程度となっており、児童だけでなくおとなの学習・啓発が必要と考える人も見られます。

q . 高齢者や障害者への手助けのために必要な取り組み

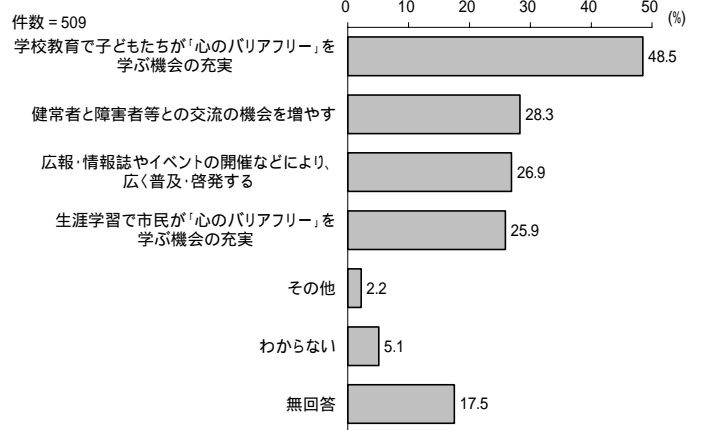
【一般成人】



【障害者】



【高齢者】



## (3) 施策と取り組みの内容

## 1 - 1 心のバリアフリー\*等の推進

▶ 条例の周知とともに、市民の意識啓発と学習機会の充実を図ります

## 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発

- ▶ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」（特に第3条の基本理念）について市民・事業者への周知を図り、市民・事業者に対して、人にやさしいまちづくりに協力いただけるよう啓発します。【都市計画課】

## 2) 市民に対するバリアフリー教育の推進

- ▶ 市内小中学校の道徳、総合的な学習の時間等を活用し、障害者の疑似体験や高齢者、障害者またはボランティア・市民活動センターからの講師を招いた授業など、児童の高齢者や障害者への理解を深める福祉教育を推進します。【教育指導課、生活福祉課】
- ▶ 次期「西東京市生涯学習推進計画（平成21年3月策定）」との連携を図り、公民館等で実施している市民の生涯学習のメニューに、高齢者・障害者等への理解を深める学習や、バリアフリー\*・ユニバーサルデザイン\*の知識を高める学習など、人にやさしいまちづくりを促進する学習の導入について検討します。【社会教育課、公民館】

## 3) 学校や地域での環境学習の推進

- ▶ 市内の小中学校では、総合的な学習の時間等を活用し、地球環境問題や身近な環境保全活動等についての学習を推進します。【教育指導課】
- ▶ 「西東京市環境学習基本方針（平成20年3月策定）」に基づき、関係機関が連携を図りながら、学校教育における実践的な環境教育プログラムを検討していきます。【環境保全課】

- ▶ 次期「西東京市生涯学習推進計画」及び「西東京市環境基本計画」（平成15年度策定）が連携を図りながら、地域における環境学習を充実することにより、市民の環境保全に関する知識を高めるとともに、地域の環境保全活動への参加を促進していきます。【社会教育課、環境保全課】
- ▶ 平成20年度にオープンした「エコプラザ西東京\*」を環境学習・活動の拠点として位置づけ、環境に関する情報提供や、環境月間（毎年6月）にあわせたイベント、講座等を実施します。【環境保全課】
- ▶ 環境学習講座やリーダー養成講座を実施したり、環境活動市民団体の活動を支援するなど、市民の環境に対する意識を高めるさまざまな取り組みを推進します。【環境保全課、公民館】

#### 4) 世代間交流や障害者との交流の推進

- ▶ 市内の人材を活用するとともに高齢者施設等との連携を図りながら、学校等における世代間交流を推進し、「昔遊び」の伝承など、さまざまな形で児童と高齢者がふれあえる機会を充実することにより、高齢者に対する理解を深めていきます。【教育指導課ほか】
- ▶ 保谷公民館や田無公民館で実施している障害者の学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害者と市民との相互理解を深めます。【公民館】

## 1 - 2 情報の収集・提供

▶市民との協働によりバリアフリー\*に関する情報を収集し、幅広く提供します

## 1) 市ホームページによるバリアフリー情報の提供

▶ 庁内の関係各課が横断的に連携を図ることにより、人にやさしいまちづくりに関する情報を一元的に管理するとともに、広く市民に情報が行き届くよう、市のホームページを最大限に活用します。【都市計画課】

## 2) 市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実

▶ 平成18年に作成した「お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）」について、今後も市民・事業者・社会福祉協議会との協働により情報を更新・充実していきます。【生活福祉課】

**11 B-2 ひばりが丘公民館** ひばりが丘2-3-4  
TEL 0424-24-3011  
FAX 0424-24-6010  
9:00~22:00  
第4月曜日  
トイレに手すりあり。

**12 B-1 ひばりが丘福祉会館** ひばりが丘2-8-27  
TEL 0424-24-0262  
FAX 0424-24-0263  
9:00~17:00、  
入浴時間は12:00~16:00(水・土曜日休)、  
9:00~22:00(地域社会の利用一部)  
休日 日曜日、祝日  
60歳以上の健康者にとって楽しく過ごせる施設。高齢者や障害者に対応した昇降機あり。トイレに手すり、非常ボタンあり。

	出入口の段差 2cm以内		自動ドア		点字案内や 誘導ブロック		車いす用トイレ		手話ができる 店員などがいる 困っているときに 手助けができる
	出入口の幅 80cm以上		エレベーター		駐車場		洋式トイレ		
	出入口にスロープ		エスカレーター		障害者用駐車場 もある		ベビーチェア ベビーベッド		

お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）

- ▶ 情報を必要とする人が確実に情報を入手できるよう、ホームページによる公開を検討します。【生活福祉課ほか】

### 3) 事業者との連携による施設情報、サービス情報の収集・提供

- ▶ 店舗や生活利便施設の利用にあたって、高齢者や障害者には手話通訳・介助などのサービス、乳幼児連れの方には授乳室やベビーベッドなどの設置状況、外国人には外国語による案内サービスなどが必要です。「お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）」の更新にあわせて、事業者との連携を図りながら、こうしたサービスについての情報を収集し、市民に提供していきます。【生活福祉課ほか】

### 4) 支えあいの活動に関する情報の収集・提供

- ▶ 市が提供している健康づくりや福祉サービスに関する情報を一元管理するとともに、市民に対して総合的・体系的に提供していきます。当面は、各課による情報の充実を図り、市ホームページにより提供していきますが、将来的には、独立した情報システム（福祉情報総合ネットワーク）の構築に向けて検討していきます。【生活福祉課】
- ▶ 市内の小学校通学区域において地域住民が主体となって進めているふれあいのまちづくり事業が、地域における支え合い活動の基盤として機能するように、地域の民生委員・児童委員、福祉施設、NPO法人\*、自治会・町内会等の連携、情報交換や参加促進のための情報発信を支援していきます。また、ボランティア・市民活動センターや（仮称）市民協働推進センター\*について、広く市民に周知する活動を支援し、地域住民の支え合い活動への参加を促進します。【企画政策課、生活福祉課】



### 1 - 3 とともに支えあう活動の支援

▶地域における助けあいや支えあい活動を支援します。

#### 1) 地域コミュニティの形成促進

- ▶ 防災・防犯意識の高まり、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加などに伴い、地域コミュニティの重要性は高まっています。このため、地域コミュニティのあり方として、自治会活動の活性化方策、高齢化への対応方策、行政と住民による協働の実現方策等について、関係各課の連携体制のもとに検討していきます。【生活文化課】
- ▶ 市民や関係機関等の参画による「（仮称）コミュニティ検討委員会」の設置について検討します。【生活文化課】

#### 2) 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備

- ▶ 地域における福祉活動の担い手となるボランティア\*、NPO法人\*、地域活動団体を育成するため、講演会・研修会・実習等を主催する社会福祉協議会の取り組みを支援します。【生活福祉課】
- ▶ 商店街の空き店舗や学校の空き教室等を利用して、地域福祉に関する情報提供、利用者相互の情報交換、高齢者へのミニデイサービス\*、福祉の担い手育成等を行う地域福祉の拠点づくりを進めます。現在は4箇所が整備されていますが、将来は19の小学校通学区域に20箇所の設置を目標とします。【生活福祉課】

#### 3) みんなで支えあう地域づくりの支援

各小学校通学区域においては、ふれあいのまちづくりの活動を基盤として、地域活動団体や、自治会、ボランティア等が連携し、地域の課題を解決する力を高め、日常生活圏域（市内4圏域）においては、専門家や専門機関が連携して、小学校通学区域の活動の活発化を支援し、さらに全市域でそれぞれの活動が機能するように総合的な支援を行い、支えあう地域社会の形成を推進します。【生活福祉課】

#### 4) 高齢者のささえあいネットワーク事業の推進

- ▶ ささえあいネットワーク事業では、ささえあいネットワーク協力員、協力団体、民生委員、地域包括支援センター（市内8箇所）、関係機関が連携し、高齢者の安否確認、相談、専門機関への連絡などを実施してきました。平成20年8月からは、月1回高齢者の自宅を訪問し、週1回外からの見守りを行い安否確認する「ささえあい訪問サービス\*」を開始していますが、現在では利用者が少ない状況にあることから、今後は見守りが必要な高齢者に対してサービスの利用を働きかけていきます。【高齢者支援課】

#### 5) 障害者の生活支援のネットワーク\*の形成

- ▶ 平成23年には（仮称）障害者福祉総合センター\*の整備を予定しています。今後は、市の窓口、（仮称）障害者福祉総合センター\*、関係機関とのネットワーク\*づくりを進め、相談支援体制の充実を図りながら、障害者への生活支援を充実していきます。【障害福祉課】

#### 6) 防災・防犯市民組織活動への支援

- ▶ 市内では、町会・自治会及びマンションの管理組合を母体とする防災市民組織が組織されており、市の支援を得て、防災訓練や備蓄品・資機材の購入等を進めています。今後はより一層のPRを図り、防災市民組織の立ち上げを促進していきます。【危機管理室】
- ▶ 市民との連携により、下校時のパトロール等を継続することにより、市民の防犯意識を高めていきます。また、「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」に基づき、防犯協会をはじめとする自主防犯活動団体の防犯活動を支援していきます。【危機管理室】

#### 7) 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり

- ▶ 地域防災計画及び地域福祉計画\*等で位置付けられている災害時要援護者対策\*に基づき、災害発生時に備えて、自力での避難が困難な高齢者、障害者等に対する地域住民による支援体制づくりを推進します。【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、生活福祉課ほか】

## 8) 子どもの緊急避難場所の確保（子ども110番ピーポくんの家）

- ▶ P T A・青少年育成会が主体となり、子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき緊急避難場所として逃げ込める家（子ども110番ピーポくんの家）を公募するとともに、保護者に対して周知を図ります。市は、協力者の家に貼るステッカーなどを配布し、子どもたちの不安解消と地域ぐるみでの子どもたちの避難場所確保の活動を支援していきます。【児童青少年課】

## 9) ボランティア\*、N P O\*、市民活動の支援

- ▶ 社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の充実を支援し、市民のボランティア活動への理解と参加を促進します。【生活福祉課】
- ▶ 近年では、地域における問題の解決に対し、市民活動団体、N P O法人\*等の果たす役割は大きくなっています。そこで、市では、平成20年度に「（仮称）市民協働推進センター\*」を設置し、これから活動を開始したい市民への情報提供や相談、N P O法人\*等の設立支援、すでに活動を開始した団体相互のネットワーク\*づくりなど、段階に応じた支援を行い、協働によるまちづくりを推進します。【企画政策課】
- ▶ 「地域活動情報ステーション\*」を構築し、市内各団体の活動内容などを幅広く紹介することにより、地域の活動への市民の参加を促進していきます。【企画政策課】

## 基本目標 2 すべての人にやさしい公共空間づくり

### (1) 現状と課題

公共施設は、不特定多数の人が訪れる場所であることから、高齢者、障害者、子ども、乳幼児などの子ども連れなど、あらゆる人たちの来訪を想定しバリアフリー化を進める必要があります。

また最近では、すべての人のために、はじめからバリアをつくらないというユニバーサルデザイン\*の考え方が広がっており、今後、市の公共施設整備においては、ユニバーサルデザイン\*の考え方を実践することが必要です。

道路においては、幹線道路に十分な歩道が確保されていないこと、幅員の狭い生活道路に渋滞を迂回する自動車が進入していること等により、歩行者の安全確保が十分ではありません。平成19年度に実施された本市の市民意識調査を見ると、市外への転出意向を持っている人の3割以上が「道路等の都市基盤が整っていない」ことを理由としています。今後も道路、特に歩道の安全性・快適性の向上に向けた取り組みが必要です。

多くの人が日常的に利用する駅周辺などにおいても、だれもが安心して利用できるように必要な改善を図る必要があります。市では「人にやさしいまちづくり事業\*整備計画」を順次策定し、駅舎や駅前広場をはじめとする駅周辺地区の整備を進めてきました。今後も、ひばりヶ丘駅北口の整備など、人にやさしいまちづくり事業\*を推進していく必要があります。

市民の身近な足である路線バス・はなバスのサービス向上により、だれもが気軽に市内を移動しやすい環境を整えていくとともに、公共交通サービスを利用することができない高齢者や障害者等に対する移送サービスを充実していくことも必要です。

全域が市街化区域\*となっている本市では、農地や樹林地の宅地化が進み、まちの緑が減少しつつあります。また、公園の誘致距離\*から外れている地区も残っており、新たな公園の整備により、公園の適正な配置をめざす必要があります。

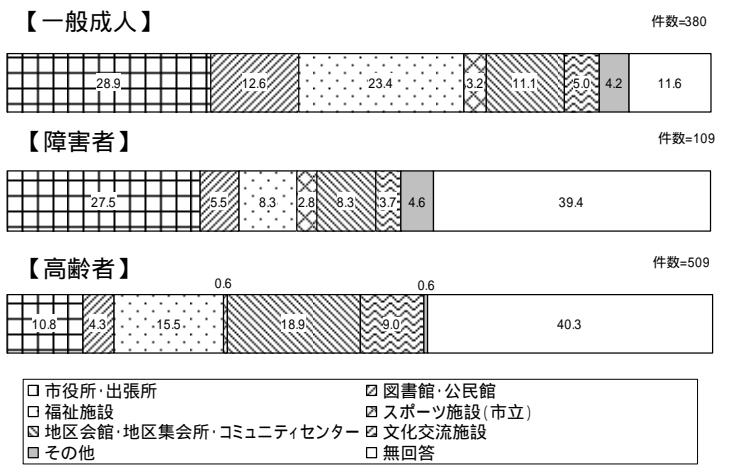
本計画では、まちの憩いや潤いの創出についても施策として位置づけ、「西東京市みどりの基本計画（平成16年7月）」との連携を図りながら、公園・緑地の確保と適切な維持・管理を推進していくこととします。

(2) 関連するアンケート調査結果

バリアフリー化を必要とする市内の公共施設をたずねたところ、一般成人、障害者では「市役所・出張所」を挙げる人が最も多くなりました。高齢者は「地区会館・地区集会所・コミュニティセンター」が最も多くなっています。そのほか「福祉施設」や「図書館・公民館」などに対するバリアフリー化の要望も見られます。

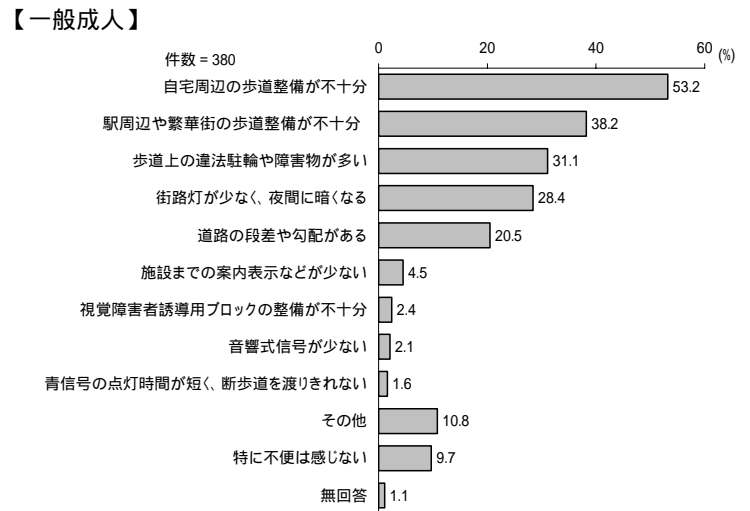
改善の内容としては「入口や施設内の段差をなくす」「だれでも使いやすいトイレにする」などの回答が多く寄せられました。

j . バリアフリー化を必要とする市内の公共施設

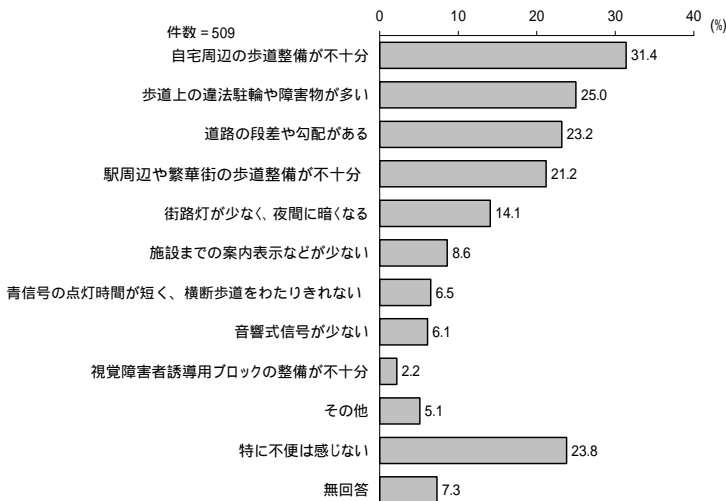


f . 道路において不便と感ずること

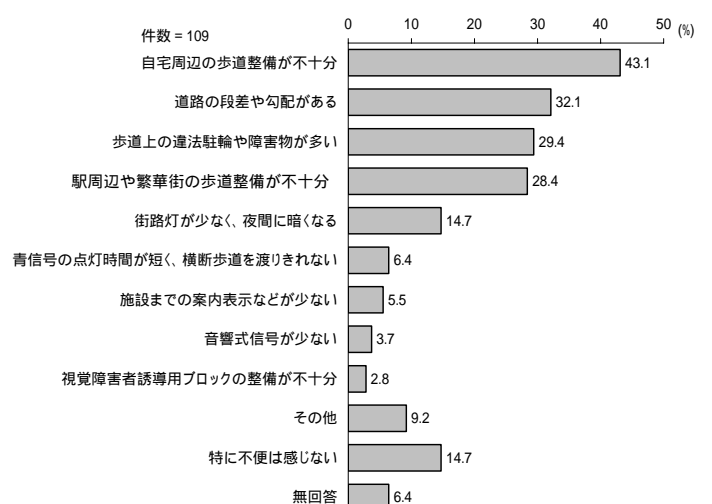
道路において不便と感ずることをたずねたところ(複数回答)、「自宅周辺の歩道整備が不十分」「駅周辺や繁華街の歩道整備が不十分」「道路の段差や勾配がある」「歩道上の違法駐輪や障害物が多い」などが挙げられています。安全で快適な歩道の整備が課題となっています。



【高齢者】



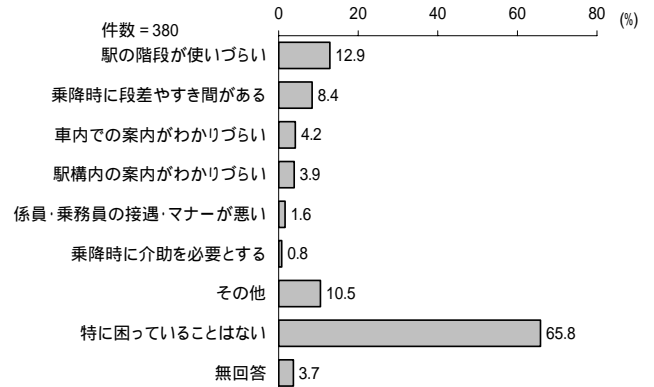
【障害者】



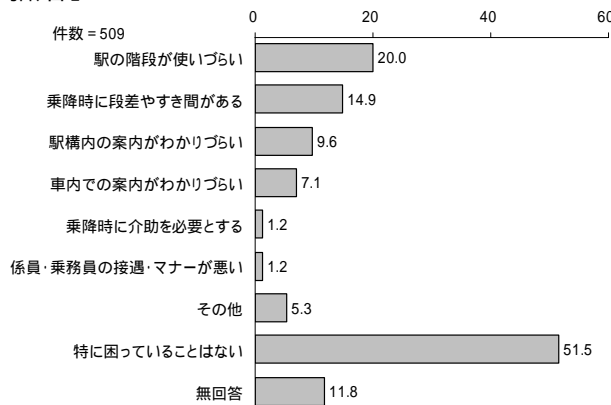
電車を利用するとき困っていることをたずねた結果では、障害者や高齢者から「乗降時に段差やすき間がある」「駅の階段が使いづらい」などの回答が多く見られました。高齢者からは「駅構内の案内がわかりづらい」も多くなっています。また、障害者からは、その他の意見として「エレベーターや優先席を健常者が利用しており、障害者が利用できない」などの意見も見られました。

h. 電車を利用するとき困っていること

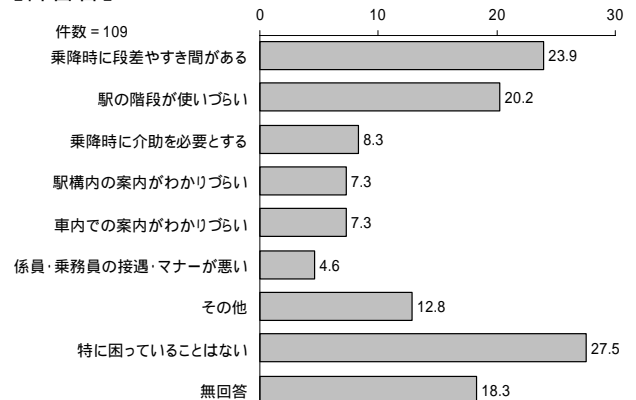
【一般成人】



【高齢者】



【障害者】



同様にバスを利用する際に困っていることをたずねた結果、特に高齢者や障害者では「乗降時に段差がある」「バス停に段差がある」などの意見が2、3割程度見られました。一般成人では、1割程度の人が「バス停での案内がわかりにくい」などの意見が見られました。

市内の緑化のために必要な取り組みについてたずねたところ、一般成人、障害者、高齢者ともに「公共施設敷地の積極的な緑化」(58.7%、45.9%、36.7%)との意見が多く、緑化のための手段として重要視されていることがわかりました。

まちなかで危険と感じる場所を具体的にたずねたところ、「駅周辺」「人と車、自転車が混在する道路や歩道」に関する意見が多く見られました。具体的には、保谷駅・田無駅の周辺、田無駅付近の踏切、青梅街道、新青梅街道などが多く見られました。これらを踏まえ、今後も、まちなかにおける安全な空間整備を順次推進する必要があります。

## r . まちなかで危険だと感じる場所

		【一般成人】	【障害者】	【高齢者】
意見総数		299件	67件	283件
主な意見	駅周辺	68件 うち、 ・保谷駅：36件 ・田無駅：14件 ・ひばりヶ丘駅：10件 ・東伏見駅：9件 ・柳沢駅：4件	6件 うち、 ・保谷駅3件	38件 うち、 ・保谷駅：21件 ・田無駅：11件 ・ひばりヶ丘駅：4件 ・柳沢駅4件
	踏切	19件 うち、 ・田無駅付近：8件	4件	15件 うち、 ・田無駅付近：11件
	交差点	9件	4件	7件
	店舗の周辺、商店街	3件	3件	6件
	信号や横断歩道	12件 うち、 ・信号がない：5件	2件	4件
	道路の見通しが悪い、暗い	8件	1件	3件
	道路や歩道の段差や障害物	4件	2件	8件 うち、 ・自転車の歩道通行：5件 ・電柱：4件
	人と車、自転車が混在する道路や歩道	76件 うち、 ・青梅街道：16件 ・新青梅街道：8件 ・府中道：7件	21件 うち、 ・青梅街道：3件 ・新青梅街道：4件 ・保谷新道：3件	68件 うち、 ・青梅街道：15件 ・新青梅街道：6件
具体的な場所の記述なし		101件	24件	134件

(3) 施策と取り組みの内容

2 - 1 公共建築物のバリアフリー化等の推進

▶不特定多数の人が利用する身近な施設のバリアフリー化を推進します

1) 市役所庁舎におけるユニバーサルデザイン\*の推進

- ▶ だれもが安心して利用できる庁舎をめざして、今後も引き続き田無庁舎・保谷庁舎についてユニバーサルデザイン\*の整備を継続して行っていくとともに、敷地内や建築物における緑化と適切な維持管理を推進し、快適性の向上を図ります。【管財課】
- ▶ 市民のニーズを踏まえた効果的な整備を推進するためには、施設の使い勝手や改善要望など、市民の意向を把握することが有効と考えられます。そのため、今後の庁舎の改修に際しては、改修の計画・設計段階において市民の意見を反映するプロセスの導入について検討していきます。【管財課】

2) だれもが利用しやすい公共施設（図書館・公民館、文化・スポーツ施設等）の整備

- ▶ 図書館・公民館のうち、保谷駅南口再開発事業により新設された保谷駅前公民館・図書館を除いては老朽化が進んでいます。エレベーターや入口の自動扉の設置など、ある程度のバリアフリー化は施されていますが、一部の施設についてはトイレの洋式化、だれでもトイレの設置、スロープの改良などが必要です。今後も、老朽化に伴う改修を進める中で、バリアフリー化についても順次実施していきます。【図書館・公民館】
- ▶ 西東京市民会館及びこもれびホールにおいて、今後の改修や修繕にあわせて、だれにとっても利用しやすい施設となるよう、必要な対策を検討していきます。【生活文化課】
- ▶ スポーツセンターや総合体育館などの屋内施設では、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないなど、バリアフリー化は十分とは言えない状況にあります。今後、施設の老朽化対策として実施する改修等にあわせ、順次バリアフリー化を進めていきます。【スポーツ振興課】



## 2 - 2 まちなかにおける安全性の向上

### ▶安心して通行できる道路環境を創出します

#### 1) 快適な道路空間の創出

- ▶ 歩道が設置されている道路については、歩道のバリアフリー化と適切な維持管理を行い、快適な歩行空間の確保に努めます。【道路管理課、道路建設課】
- ▶ 住宅地等においては歩道が設置されていない道路が多く、現状では用地上の制約等により十分な幅員の歩道を確保することが困難です。そこで、必要に応じて、道路構造やマーキング\*の工夫による自動車の走行速度抑制、カラー舗装\*による車と歩行者の分離など、歩行者の安全性を確保するための方策の導入について検討していきます。【道路管理課、道路建設課】

#### 2) 都市計画道路\*の整備推進

- ▶ 幹線道路としての役割を担う都市計画道路\*の整備は、自動車だけでなく歩行者の利便性を高めることにもつながります。そのため、東京都との連携を図りながら、引き続き都市計画道路\*の整備を進めます。また、都市計画道路\*では共同溝の整備により電線類の地中化を行います。【道路建設課】

#### 3) 自転車駐車場の整備及び利用促進

- ▶ 現在整備中のひばりヶ丘駅南口自転車駐車場（平成21年度供用開始予定）に引き続き、駅周辺を中心に自転車駐車場の整備を進めるとともに、市民への利用を促進し、歩行者にとってバリアとなる路上等への放置自転車等の防止を図ります。【道路管理課】

#### 4) 安全・安心な生活道路の整備

- ▶ 市内5駅とその周辺地区における「人にやさしいまちづくり事業\*」やひばりが丘団地、向台地区などの地区計画\*関連の周辺道路整備計画などに合わせ、交通量の増加が見込まれる住宅地の生活道路について拡幅及び歩道設置等の整備を行い、歩行者の安全性の向上に努めます。また、地区計画\*等との連携を図りながら、生活道路の整備を進めていきます。【道路建設課】

#### 5) 交通事故や犯罪のない道路環境づくり

- ▶ 道路交通の円滑化を図るとともに、交通事故を未然に防止するため、市民からの設置要望等も踏まえながら、道路反射鏡、道路区画線（スクールゾーンの表示など）、ガードレールなどの交通安全施設を設置していきます。【道路管理課】
- ▶ 夜間の交通安全と防犯対策のため、市民からの設置要望等を踏まえ、市内道路上に街路灯を設置していきます。また、商店街や団地の自治会などに対して街路灯に要する電気代の補助を行います。【道路管理課】

#### 6) 駅周辺における快適なまちづくりの推進

- ▶ ひばりヶ丘駅北口について、駅前広場、都市計画道路\*の整備を進めます。さらに、都市計画道路\*沿道については、まちづくりのルールとなる地区計画\*の策定をめざします。【都市計画課、道路建設課】
- ▶ 保谷駅南口では駅前の土地の高度利用を図り、市民の生活利便性を高める施設を導入するとともに、駅前広場におけるバリアフリー化を図ります。【再開発課】
- ▶ その他の駅周辺についても、必要に応じて、快適性の向上をめざしたまちづくりの導入について検討していきます。【関係各課】

#### 7) 交通安全活動の推進

- ▶ 市民に対する交通安全の意識啓発として自転車教室、出前講座による交通安全教室、キャンペーンなどを随時開催します。また、交通安全週間における啓発などを通じて、市民の交通マナーの向上を促進します。【道路管理課】

#### 8) 通学路・通園路の安全確保の充実

- ▶ 子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子供の通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員\*や交通安全協力員\*の拡充を図ります。【教育企画課、道路管理課】

## 2 - 3 公共交通機関等の利便性の向上

### ▶高齢者や障害者などの移動の利便性を向上します

#### 1) 鉄道駅のバリアフリー化事業の促進

- ▶ 市内5駅のバリアフリー化は着実に進められており、ひばりヶ丘駅北口を除き、エスカレーター、エレベーターの設置が完了しています。ひばりヶ丘駅北口についても、駅周辺まちづくりとの連携を図り、エスカレーター、エレベーターの早期設置をめざします。【都市計画課】
- ▶ エスカレーター、エレベーターの設置以外にも、駅構内におけるわかりやすいサインの設置など、すべての人が安心して利用できる駅とするために鉄道事業者働きかけていきます。【都市計画課】

#### 2) 駅前広場等におけるバリアフリー化の促進

- ◆ バス・タクシー事業者との調整を図り、バス・タクシー・自家用車など利用者の安全性を確保するとともに、歩行空間の段差解消やわかりやすいサインの配置等により、すべての人にとって安全で快適な駅前広場の整備をめざします。【道路管理課、道路建設課】

#### 3) 路線バス・コミュニティバス\*（はなバス）の利便性向上

- ▶ 市内の路線バスについて、都市計画道路\*など新規道路の整備状況に応じて路線を拡充していくよう、事業者働きかけていきます。【都市計画課】
- ▶ はなバスは、現在5つの路線で運行されていますが、路線バスとの役割分担に配慮しながら路線を見直し、市民の利便性向上を図ります。また、運行本数や料金についても検討し、将来にわたり安定したサービスが提供できるよう運営の健全化を図ります。さらに、障害者などに対する乗務員の接遇向上についても運行事業者に要請していきます。【都市計画課】

#### 4) 高齢者・障害者等への移送サービスの充実

- ▶ 高齢者や障害者など単独での公共交通機関の利用が困難な方の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人\*等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。市及び西東京市社会福祉協議会が運営している福祉車両以外に、特定非営利活動法人が移送サービスを実施しており、今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスの実施を図っていきます。【高齢者支援課、障害福祉課】

### 2 - 4 公共の緑の保全と整備

- ▶市民の憩いと潤いのある生活環境を整備します

#### 1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理

- ▶ 市が管理する公園や緑地においては、市民団体やボランティア\*による管理運営が行われています。ボランティア\*は、平成20年4月現在で600人以上が登録されていますが、最近では高齢者に偏っているのが現状です。今後は、幅広い年齢層の参加を促進するとともに、必要に応じてボランティア\*の資質を高める講座等を実施し、市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理が将来にわたり継続されるための取り組みを推進します。【みどり公園課】



谷戸イチョウ公園



西原自然公園

## 2) 公園・緑地の確保

- ▶ 本市では、近隣市と比較して市民1人当たりの公園面積が少なくなっています。また、公園の誘致距離\*に含まれていない地区が依然として残っています。今後は、生産緑地や借地公園、樹林地、屋敷林等を計画的に買い取り、公園・緑地として整備し、公園空白地区の解消に努めます。【みどり公園課】
- ▶ 今後、街路整備事業により余剰地（残地）が発生した場合には、休憩場所や憩いの場として利用できる小規模公園（ポケットパーク\*）として整備していきます。【みどり公園課】

## 3) 水辺空間の整備促進

- ▶ 市内で唯一の一級河川である石神井川においては、東京都の河川事業により、市民が水辺とふれあうことのできる親水公園の整備が進められています。本市では、親水公園の早期完成に向けて、引き続き東京都に要請していきます。【みどり公園課】

## 4) 公共施設における緑化の推進

- ▶ 本市では、「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」により、500㎡以上の民間宅地開発、中高層建築物に対して、所定の緑地面積を確保するよう義務づけています（東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」では、1,000㎡以上の民間施設が対象）。市が管理する公共施設においては、民間事業者に対して規範となるよう積極的な緑化の取り組みを推進します。【みどり公園課】
- ▶ 公園など公共用地に設置した花壇では、デザインや植え付けを市民団体との協働で行う「花いっぱい運動」を実施しています。また、花苗の一部は、活動団体が運営する市の育苗センターで育成しています。市では、活動を実施する団体に対し、植え付けに必要な花苗・資材等の支給を行っています。今後も、市民との協働による事業を継続していきます。【みどり公園課】

## 基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

### (1) 現状と課題

市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗や生活利便施設などでは、入口の段差をはじめとするバリアが残っている施設も少なくありません。そのため、店舗主等の協力を得ながら店舗等入口等の段差を解消するなど、だれもが気軽に利用できる整備を促進する必要があります。

また、高齢者や障害者などには、疲れやすい・突然具合が悪くなるなどの特性があったり、頻繁に医療・福祉器具の装着等が必要な人もいます。小さな子どもは疲れやすく、乳幼児連れの保護者は外出中であっても授乳やおむつ換えが必要です。

こうした外出に困難を来たす人たちに対しては、まちなかでもトイレやベンチ、休憩スペース、授乳スペースなどが気軽に利用できる環境を整備することにより、利便性が向上するものと考えられます。そこで、公共施設ばかりでなく民間施設に対しても協力を要請することによって、だれもが安心して外出できる環境づくりを促進する必要があります。

さらに、緑豊かなまちを形成するためには、公園・緑地など公共スペースの確保・整備だけでは限界があります。

一定規模以上の開発事業については、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」及び「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」に基づく事業者への指導と、事業者の理解・協力により、適切な公園と緑を確保していく必要があります。

現存する民有地における緑（屋敷林や農地等）については、土地所有者の理解と協力を得ながら保全・活用していく方策を検討する必要があります。

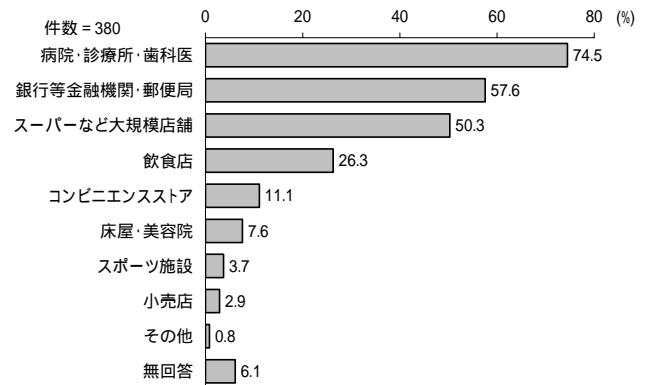
住宅地や事業所用地においても積極的な緑化を働きかけ、市民・事業者との協働により、まちの潤いを創出していくことが必要です。

(2) 関連するアンケート調査結果

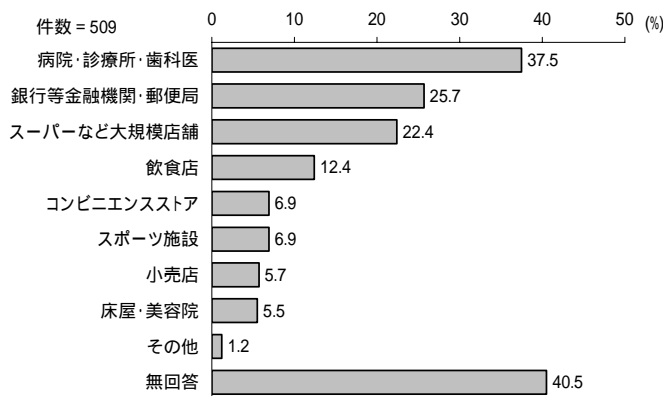
バリアフリー化を必要とする市内の民間施設をたずねたところ、一般成人、障害者、高齢者のいずれも「病院・診療所・歯科医」「銀行等金融機関・郵便局」「スーパーなど大規模店舗」に対する希望が高いことがわかりました。障害者では「飲食店」や「床屋・美容院」との回答も多くなっています。

k . バリアフリー化を必要とする市内の民間施設

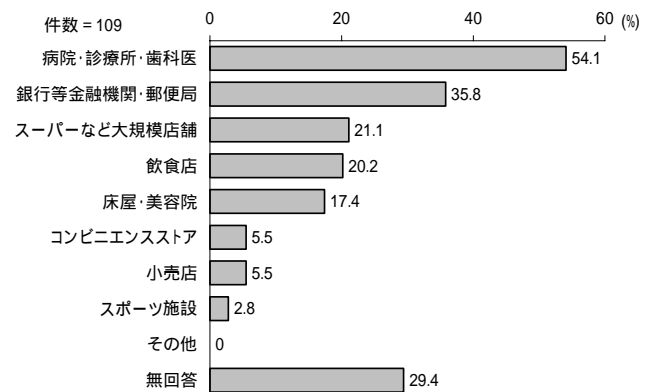
【一般成人】



【高齢者】



【障害者】

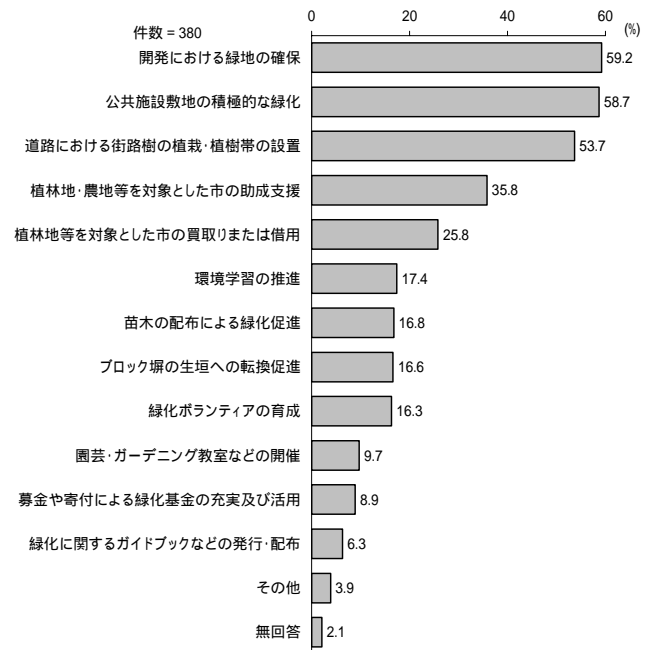


民間施設での必要な改善策については、一般成人、障害者、高齢者ともに「入口や施設内の段差をなくす」(73.2%、57.8%、36.1%)が最も多く、一般成人、障害者では「だれでも使いやすいトイレにする」(36.1%、32.1%)が続きます。高齢者では「ベンチや休憩スペースを設ける」(25.7%)と回答した人も多くなっています。「通路などに手すりをつける」「案内表示などを見やすくする」などについても、おおむね10%程度の方が回答しています。

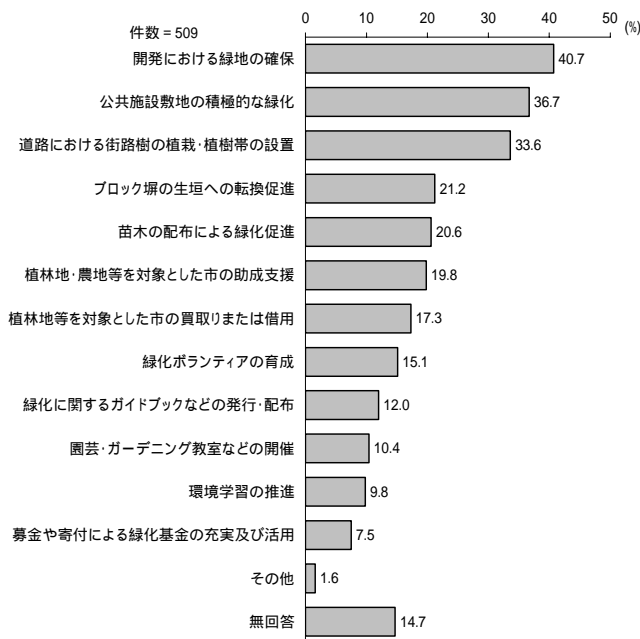
市内の緑化のために必要な取り組みをたずねたところ、一般成人、障害者、高齢者ともに「開発における緑地の確保」が最も多くなりました。次いで「公共施設敷地の積極的な緑化」「道路における街路樹の植栽・植樹帯の設置」など、公共用地における緑化を推進する意見が多くなっていますが、「ブロック塀の生垣への転換促進」や「苗木の配布による緑化促進」などの意見についても、おおむね2割程度の回答が見られました。

m. 市内の緑化のために必要な取り組み

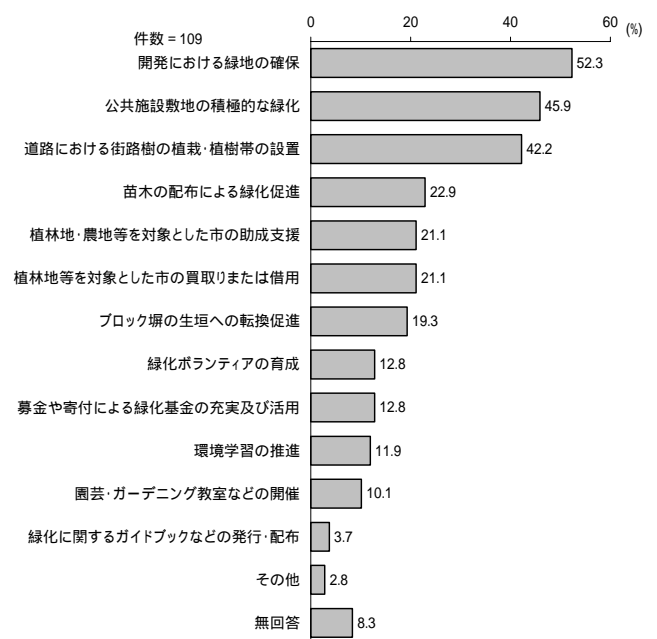
【一般成人】



【高齢者】



【障害者】





## (3) 施策と取り組みの内容

## 3 - 1 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援

▶市民の生活に欠かせない店舗などのバリアフリー化を促進します

## 1) だれもが利用しやすい施設の整備促進

- ▶ 高齢者や障害者、子どもや乳幼児連れなど、だれもが利用しやすい店舗や生活利便施設を増やしていくため、民間事業者に対してバリアフリー化の意義を啓発することにより、出入口における段差の解消や、わかりやすい案内サイン等の設置などの取り組みを促進していきます。【都市計画課】
- ▶ バリアフリー化を実施するためには、まず、現状の評価を行い、その上で具体的な改善方策を検討する必要があります。特に、法令（東京都福祉のまちづくり条例など）によりバリアフリー化が義務づけられていない小規模な施設に対し、現状の評価や改善方策の検討について支援していきます。【都市計画課】

## 2) 補助制度の活用によるバリアフリー\*の誘導

- ▶ 市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗等においては、出入口に段差があることなどにより、高齢者や障害者、ベビーカーなどの利用に大きな支障を及ぼしています。市では「バリアフリー誘導補助制度」を創設し、一定の要件を満たす改修について事業者に補助金を交付することにより、小規模店舗等におけるバリアフリー化について支援していきます。【都市計画課】

### 3 - 2 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保

▶民間施設の協力により、外出に困難をきたす人に対する支援を推進します

#### 1) 民間施設における外出者への支援

- ▶ 高齢者や障害者、子どもや乳幼児連れの保護者などが、外出中に必要が生じた際に、休憩スペース、トイレ、授乳スペース、おむつ換えのためのベビーベッドなどを開放していただくことについて、民間施設への理解を促すとともに、「（仮称）人にやさしいまちづくり支援施設」として登録・参加していただくよう協力を要請していきます。【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】

#### 2) まちなかにおける休憩スペースの確保

- ▶ 商店街や駅周辺などのまちなかにおいては、休憩施設の設置場所となるオープンスペースが少ないことから、まちなかに休憩スペースを設けることについて民間施設に理解を促すとともに、沿道施設または敷地内にベンチなどを設置していただくよう協力を要請していきます。【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】

#### 3) 民間施設に対する優遇措置の検討

- ▶ 前述の1)2)の取り組みを進める施設については、市のホームページやバリアフリーマップ等に情報を掲載するなど、多くの民間施設からの賛同・協力が得られるよう具体的な優遇措置を検討します。【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】

### 3 - 3 民有地における緑化の促進

▶市民や土地所有者との協働により、積極的な緑化を推進します

#### 1) 開発指導による緑の保全・創出

- ▶ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」では、畑及び山林を住宅用とする一定の敷地面積以上の開発事業等について、一定割合の公園や緑地を確保するよう規定しています。同様に「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」では、一定の敷地面積以上の施設や開発に対しては、緑化面積の最低限度を定めるとともに、接道部を緑化することや塀を生垣にすることなどを定めています。これらの条例に基づき、市では、施設管理者や開発事業者への指導を行い、宅地や施設敷地内の緑が適切に確保されるよう指導していきます。【みどり公園課・都市計画課】

#### 2) 市民・事業者による緑化の推進

- ▶ 住宅地における緑化を推進するため、年に1回、市民に苗木を無料で配布しています。また、宅地と道路の接道部の緑化を推進するため、新たな生垣の造成と、それに伴うブロック塀の撤去費用に対する助成を行っています。このほか、保存樹等の指定基準\*に該当する樹木や生垣で市の指定を受けた保存樹木・保存生垣についても補助金を交付しています。
- ▶ 今後も、緑に親しむ環境づくりや災害時の被害抑制に向けて、これらの事業を継続していきます。【みどり公園課】

#### 3) 農を通じた市民との交流の促進

- ▶ 市が農地を無償で借り上げ市民に貸し出す「市民農園\*」、種まきから収穫まで一連の農業指導を受けながら農と親しむ「体験型農園\*」を今後も継続し、農業に触れたい市民のニーズに応えていきます。【産業振興課】
- ▶ イベントとして実施している農業体験や農業景観散策会\*についても継続的に実施し、市民の都市農業への理解を深め、農地の保全意識を高めていきます。【産業振興課】

#### 4) グリーンバンク制度の利用促進

- ▶ グリーンバンク制度は、不要となった移植可能な樹木を申請に基づき市に登録し、引取りを希望する別の市民に無償で斡旋する制度です。登録情報は、市ホームページや所管窓口で公開しています。現状では、斡旋件数は少ない状況ですが、市内の貴重な緑を維持していくために、利用者の増加に向けた方策を検討していきます。【みどり公園課】



東大農場



早稲田大学東伏見キャンパス

## 4 . 計画の推進方策

### 4 - 1 計画の推進体制

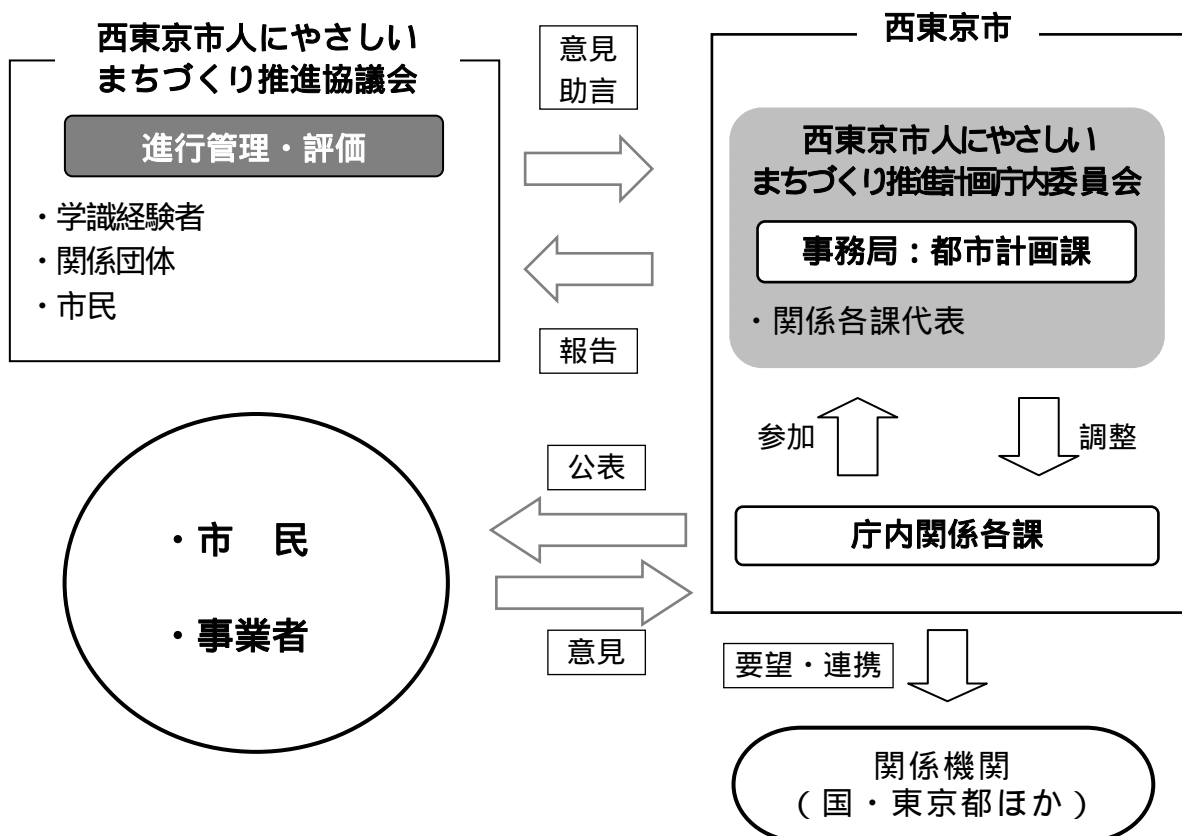
本市では、人にやさしいまちづくりの実現をめざし、推進計画を着実に推進していくための体制を強化するとともに、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*

市民、学識経験者や関係団体代表で構成する「西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*」では、推進計画に基づく施策・事業の取り組み状況を確認するとともに、市民の意見や専門的な見地からの意見を踏まえながら、市に対し助言を行っていきます。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会

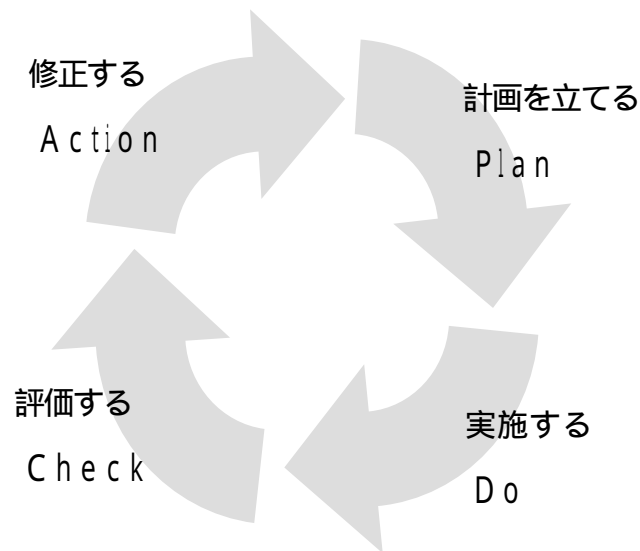
庁内における推進体制として「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会」では、推進計画に基づく施策・事業の総合的な推進を図るための調査検討や関係各課の総合調整を行います。



## 4-2 計画の進行管理

計画を進行管理していくために、施策の進捗状況について、定期的に調査を行うとともに、点検・評価を行い必要に応じて修正していきます。

この計画（Plan）は、計画に基づく事業を実施（Do）し、進捗状況の把握・点検と評価を行い（Check）、必要な修正をしていく（Action）、いわゆるPDCAサイクルを繰り返しながら、効果的に実施していきます。



Plan 計画を策定する。

Do 具体的な施策・事業を実施する。

Check 計画期間途中で成果を評価する。

Action 必要に応じて修正を加える。

一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて計画の見直しへ移り、次も新たなPDCAサイクルを進める。

### 4-3 表彰制度を活用した人にやさしいまちづくりの推進

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」では、人にやさしいまちづくりに功績のあった人に対する表彰制度を規定しており、表彰を行う場合には、条例第9条に基づく西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*の意見を聴くこととしています。

今後、この表彰制度を広く周知し、市民や事業者による取り組みを促進することが考えられます。

また、表彰制度の運用に当たっては、審査基準等の整備を含め、具体的な方法を検討する必要があります。

#### 西東京市人にやさしいまちづくり条例

第8条 市長は、人にやさしいまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

2 市長は、前項の表彰をする場合は、次条に規定する協議会（人にやさしいまちづくり推進協議会）の意見を聴くものとする。

## 資料編

### 1 西東京市における高齢者・障害者等の現状

ここでは既存データをもとに、西東京市の高齢者・障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の現状をとりまとめます。

#### (1) 人口・世帯数の推移

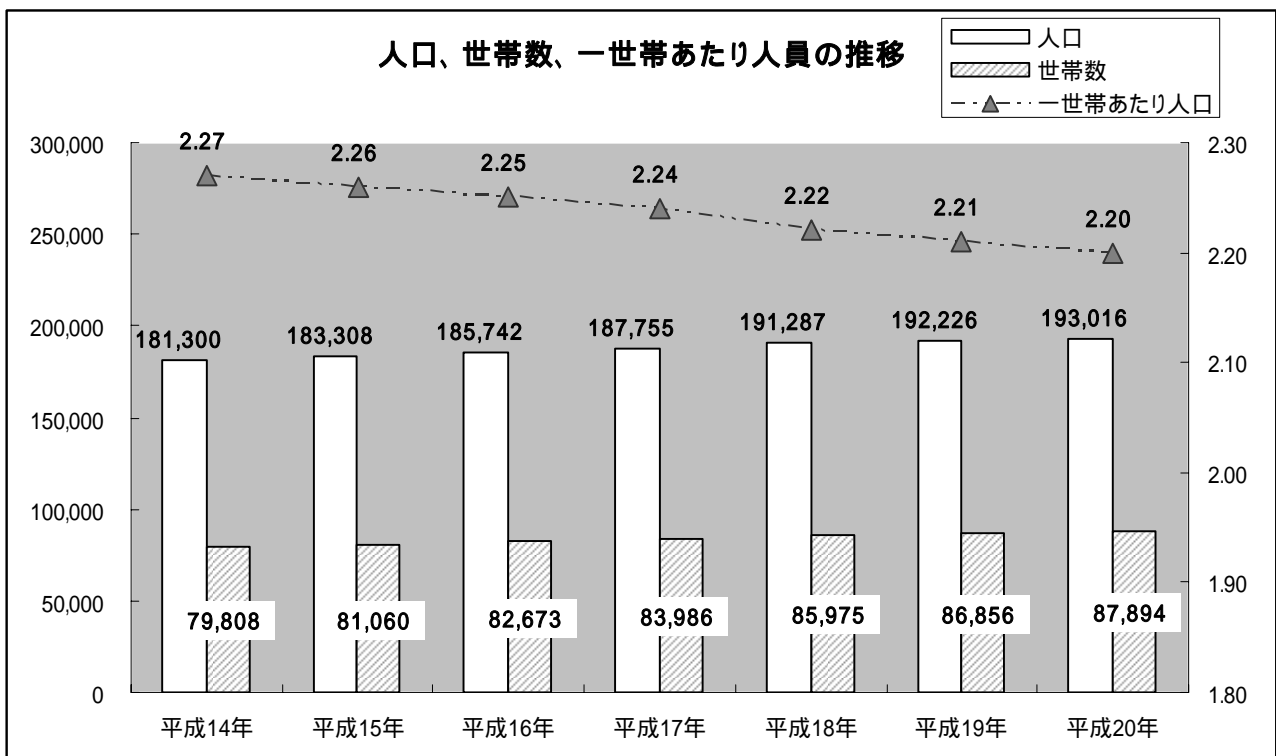
住民基本台帳によれば、本市の人口、世帯数はともに増加を続けており、平成20年3月末現在で193,016人、87,894世帯となっています。

一世帯あたりの人員はわずかに減少傾向にあり、平成20年3月末現在で2.20人となっています。

人口・世帯数の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口	181,300	183,308	185,742	187,755	191,287	192,226	193,016
世帯数	79,808	81,060	82,673	83,986	85,975	86,856	87,894
一世帯あたり人口	2.27	2.26	2.25	2.24	2.22	2.21	2.20

各年3月31日現在(単位:人)  
データ出典:住民基本台帳





## (2) 年齢階層別人口の推移

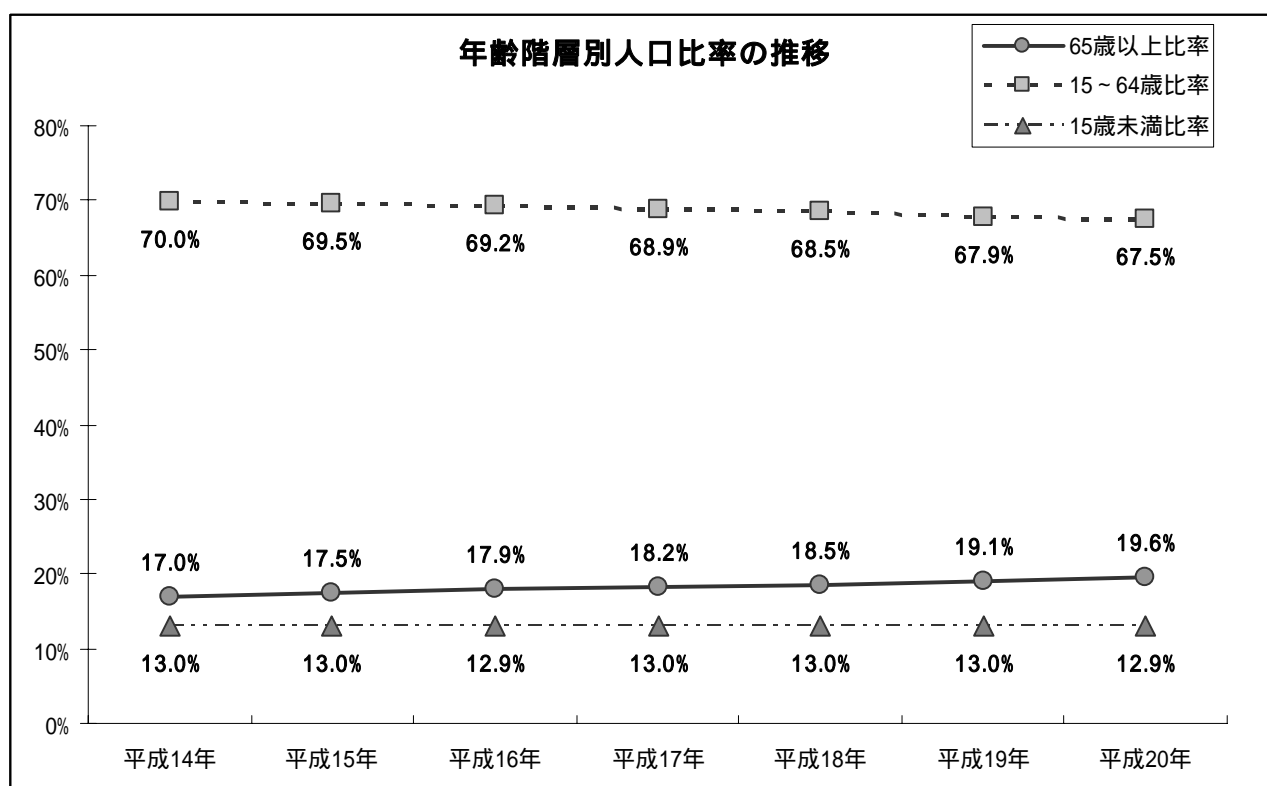
年齢階層別人口をみると、15歳未満の割合は平成14年からほぼ13%と横ばいが続く一方、高齢化率（65歳以上の割合）は平成14年の17%から平成20年には19.6%と着実に増加しています。

年齢階層別人口の推移

(人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
15歳未満	23,566	23,818	24,011	24,347	24,956	25,069	24,972
	13.0%	13.0%	12.9%	13.0%	13.0%	13.0%	12.9%
15～64歳	126,837	127,370	128,521	129,296	131,020	130,460	130,267
	70.0%	69.5%	69.2%	68.9%	68.5%	67.9%	67.5%
65歳以上	30,897	32,120	33,210	34,112	35,311	36,697	37,777
	17.0%	17.5%	17.9%	18.2%	18.5%	19.1%	19.6%
総人口	181,300	183,308	185,742	187,755	191,287	192,226	193,016

各年3月31日現在(単位:人)  
データ出典:住民基本台帳



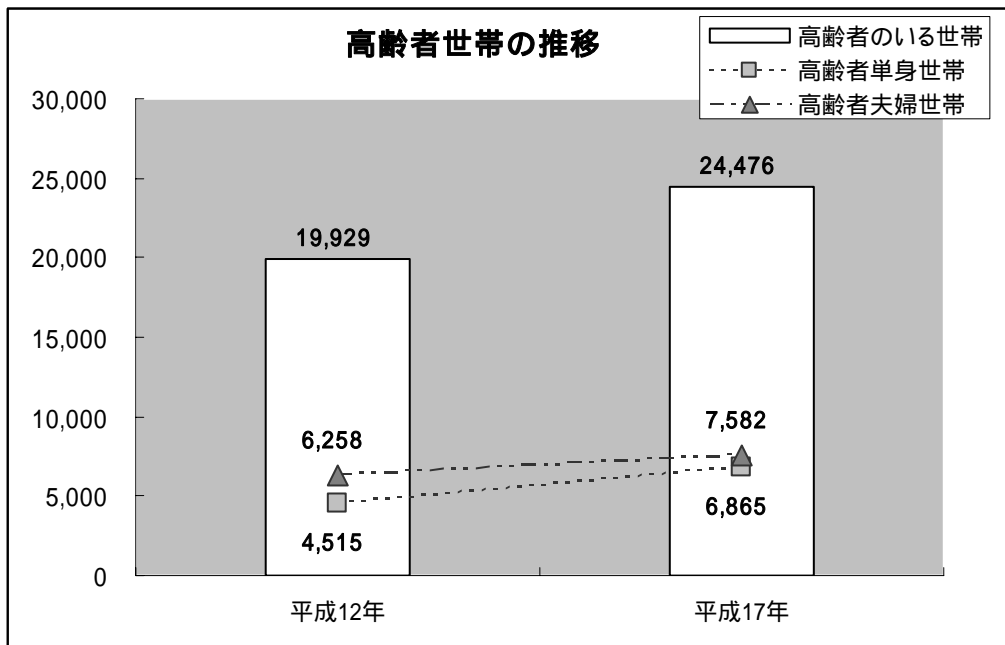
### (3) 高齢者世帯の推移

国勢調査における高齢者世帯の状況を見ると、高齢者のいる世帯は平成12年の19,929世帯から平成17年には24,476世帯に達し、総世帯に占める割合も26.2%から29.8%に増加しています。

この間、高齢者夫婦世帯は1,324世帯増加の7,582世帯・9.2%になったのに対し、高齢者単身世帯は2,350世帯増加の6,865世帯・8.3%と、近年高齢者単身世帯の伸びが顕著です。

	平成12年	平成17年
高齢者のいる世帯	19,929 26.2%	24,476 29.8%
高齢者単身世帯	4,515 5.9%	6,865 8.3%
高齢者夫婦世帯	6,258 8.2%	7,582 9.2%
総世帯数	75,961 100.0%	82,254 100.0%

各年10月1日現在(単位:世帯)  
データ出典:国勢調査



### (4) 障害者数の推移

障害者数の推移をみると、身体障害\*、知的障害\*、精神障害\*ともにその数が増加しており、平成20年3月末現在で6,140人となっています。このうち最も多いのは身体障害者で4,696人となっています。近年は精神障害者の増加が顕著であり、平成14年を1とした場合の伸びを比較すると平成20年までに身体障害者が1.18倍、知的障害者が1.30倍に対し、精神障害者は3.53倍となっています。

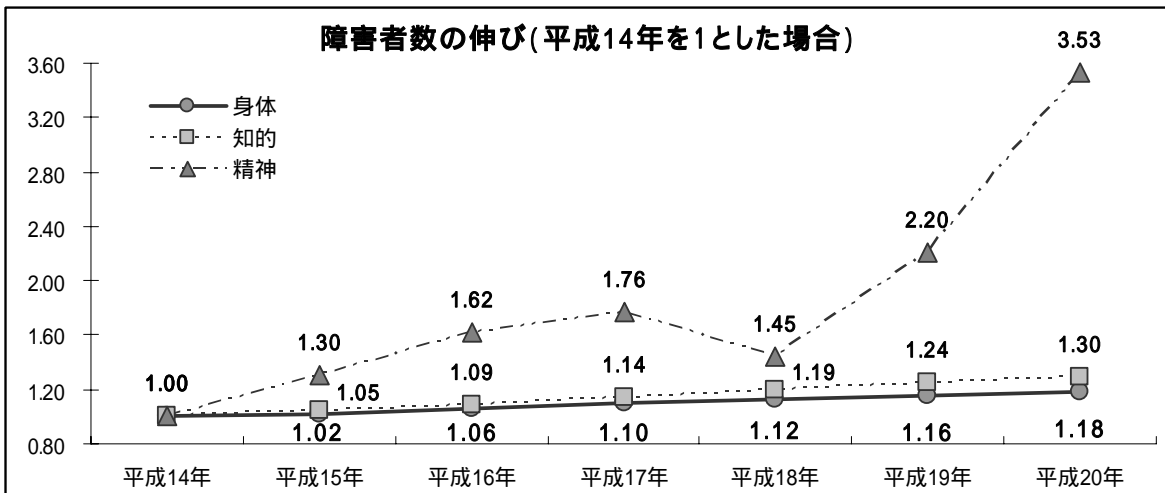
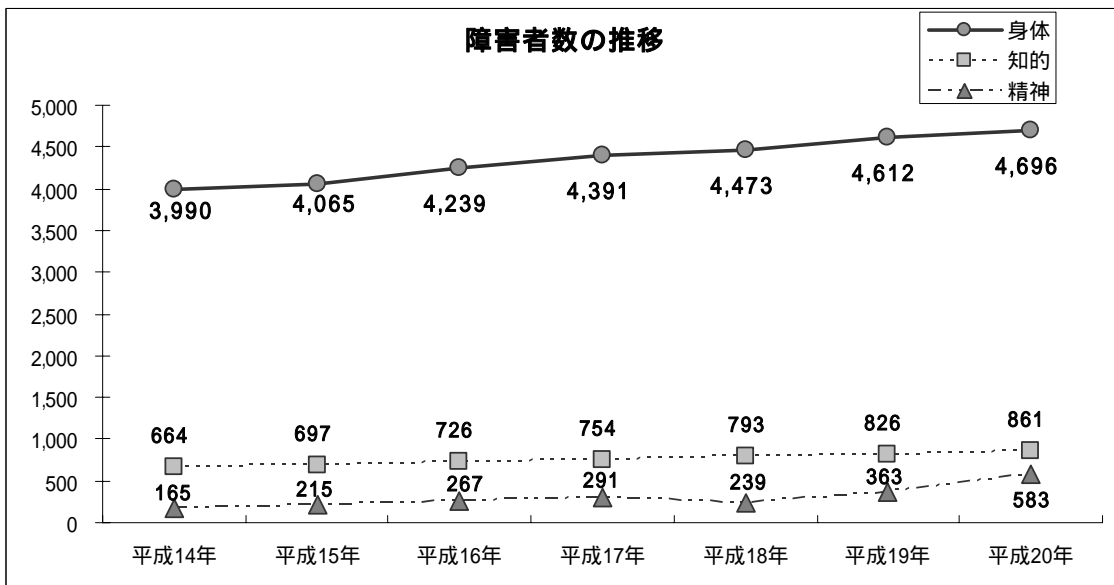
障害者数の推移

(人)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体	3,990	4,065	4,239	4,391	4,473	4,612	4,696
知的	664	697	726	754	793	826	861
精神	165	215	267	291	239	363	583
障害者計	4,819	4,977	5,232	5,436	5,505	5,801	6,140

身体、知的は各年3月31日現在。精神は各年4月1日現在(単位:人)

データ出典:事務報告書



## (5) 身体障害者手帳\*登録者数の推移

身体障害者の状況について、身体障害者手帳\*登録者数の推移をみると、平成14年の3,990人から平成20年の4,696人へと、約700人の増加がみられます。

障害の程度等級別でみると、平成20年現在、障害の重い「1級」が1,575人と最も多く、次いで「4級」の1,109人となっており、最も軽度の「6級」は216人となっています。

障害別でみると、「肢体不自由」が50.6%と半数を占めているほか、「内部障害\*」が増加しており、平成14年の26.8%から平成20年には31.1%へと増加しています。

身体障害者手帳登録者数の推移 &lt;障害程度等級別&gt;

(人)

区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1 級	1338	1,358	1,402	1,461	1,512	1,543	1,575
2 級	741	748	769	787	774	804	800
3 級	646	660	684	691	706	714	711
4 級	814	839	922	969	997	1,055	1,109
5 級	252	259	267	279	281	282	285
6 級	199	201	195	204	203	214	216
合 計	3,990	4,065	4,239	4,391	4,473	4,612	4,696

各年3月31日現在(単位:人)

データ出典:事務報告書

重複障害を除いた実登録者数により、重複障害者を含む障害別の合計とは異なる。

身体障害者手帳登録者数の推移 &lt;障害別&gt;

(上段:人、下段:%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障害	334 8.0%	350 8.3%	349 8.0%	349 7.7%	343 7.5%	346 7.3%	346 7.1%
聴覚障害	360 8.6%	360 8.5%	343 7.8%	354 7.8%	363 7.9%	407 8.5%	419 8.7%
言語障害	94 2.3%	96 2.3%	105 2.4%	110 2.4%	106 2.3%	114 2.4%	121 2.5%
肢体不自由	2,267 54.3%	2,257 53.3%	2,313 52.8%	2,361 52.3%	2,373 51.6%	2,426 50.9%	2,450 50.6%
内部障害	1,119 26.8%	1,173 27.7%	1,272 29.0%	1,338 29.7%	1,410 30.7%	1,471 30.9%	1,505 31.1%
合 計	4,174	4,236	4,382	4,512	4,595	4,764	4,841

各年3月31日現在(単位:人)

データ出典:事務報告書

合計には、2以上の障害を持った重複障害者を含む。

## (6) 療育手帳（愛の手帳）\*登録者数の推移

知的障害者について、療育手帳（愛の手帳）\*登録者数の推移をみると、平成14年の664人から平成20年には861人と約200人程度増加しています。

障害の程度をみると、最も重度である「1度」の人の割合は3.1%と最も少なく、軽度になるにしたがって割合は多く、最も軽度の「4度」の人の割合が38.8%となっています。

知的障害者・療育手帳（愛の手帳）登録者数の推移

(上段:人、下段:%)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1度	18 2.7%	20 2.9%	22 3.0%	24 3.2%	24 3.0%	28 3.4%	27 3.1%
2度	193 29.1%	199 28.6%	202 27.8%	210 27.9%	224 28.2%	231 28.0%	241 28.0%
3度	209 31.5%	221 31.7%	228 31.4%	232 30.8%	244 30.8%	252 30.5%	259 30.1%
4度	244 36.7%	257 36.9%	274 37.7%	288 38.2%	301 38.0%	315 38.1%	334 38.8%
合計	664	697	726	754	793	826	861

各年3月31日現在(単位:人)

データ出典:事務報告書

## (7) 精神障害者保健福祉手帳\*申請者数の推移

精神障害者保健福祉手帳\*の申請者数の推移をみると、平成14年度の167人から平成19年度には363人と大きく増加しています。

精神障害者保健福祉手帳申請者数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合計	167	240	244	289	262	363

各年度3月31日現在(単位:人)

データ出典:事務報告書

## 2 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会\*

### (1) 委員名簿

区分	役職名(職業)	氏名	備考
市民	公募市民	小野 あけみ	
	西東京市耐震診断相談員	久野 雍夫	
	会社経営及び行政書士	持地 靖三	
	公募市民	望月 一弥	
関係団体	社会福祉協議会総務課長	齊藤 睦	副委員長
	西東京商工会事務局長	嶋田 敏夫	
	西東京自然を見つめる会代表	中村 賢司	
学識経験者	不動産鑑定士	中館 克己	
	武蔵野大学専任講師	水谷 俊博	
	江戸川大学総合福祉専門学校非常勤講師	三輪 秀民	委員長

### (2) 審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	平成20年6月2日	委員委嘱
第2回	平成20年8月25日	計画策定スケジュールについて アンケート調査内容について 計画の枠組みについて
第3回	平成20年10月20日	アンケート調査結果(速報) 施策項目について 計画素案の中間報告
第4回	平成20年11月28日	アンケート調査結果(最終) 計画素案(最終案)について
第5回	平成21年2月23日 (予定)	パブリックコメント*及び素案説明会の結果報告 計画最終案について 諮問・答申

### 3 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会設置要領

#### (1) 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会設置要綱

##### 第1 設置

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）策定に伴い、推進計画の枠組み及び施策内容等の課題、問題点等について検討するとともに、推進計画策定後における検証等を行うため西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### 第2 所掌事項

委員会は、次の掲げる事項を所掌し、市長に報告する。

- (1) 推進計画策定のための課題、問題点に関すること。
- (2) 推進計画の検証等に関すること。

##### 第3 組織

委員会の委員は次のとおりとし、市長が依頼する。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 総務部建築営繕課長
- (3) 危機管理室危機管理特命主幹
- (4) 福祉部生活福祉課長
- (5) 福祉部高齢者支援課長
- (6) 福祉部障害福祉課長
- (7) 子育て支援部子育て支援課長
- (8) 生活環境部産業振興課長
- (9) 生活環境部みどり公園課長
- (10) 都市整備部都市計画課長
- (11) 都市整備部道路建設課長
- (12) 都市整備部道路管理課長
- (13) 教育部教育企画課長

##### 第4 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、都市整備部都市計画課長をもって充て、副座長は、福祉部生活福祉課長をもって充てる。
- 3 座長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し座長が欠けた場合は、その職務を代理する。

##### 第5 会議

委員会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところ

るによる。

第6 関係者の出席

座長は、必要あると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

(2) 審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	平成20年9月25日	計画の枠組みについて 計画の施策一覧と内容の確認（依頼）
第2回	平成20年11月12日	施策内容の調整 計画素案について
第3回	平成21年2月10日 （予定）	計画案について



## 4 西東京市人にやさしいまちづくり条例

平成19年12月20日条例第68号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 人にやさしいまちづくり推進計画（第7条・第8条）

第3章 人にやさしいまちづくり推進協議会（第9条）

第4章 大規模土地取引行為の届出（第10条・第11条）

第5章 大規模開発事業の手続（第12条 第17条）

第6章 開発事業（第18条 第24条）

第7章 開発事業の手続（第25条 第37条）

第8章 都市計画法の規定に基づく開発許可の基準（第38条・第39条）

第9章 公共公益施設の整備基準（第40条 第51条）

第10章 措置等（第52条 第55条）

第11章 雑則（第56条・第57条）

#### 附則

私たちは、住んでみたい、住み続けたい、住んでいて良かった、そんな西東京市にします。

そのために私たちは、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、大人も子供もすべての人が安心・安全に暮らせ、自由に行動できるまち、市民一人一人が主体となり、心優しくお互いに支え合えるまち、そんな「人にやさしいまち」を築き上げます。

人にやさしいまちづくりは、物心両面にわたる不断の努力によって成し遂げられるものです。

市は、市民の声に十分耳を傾け、人にやさしい施設を整備するなど、使う人の視点に立ったバリアフリー等の取組を充実させるとともに、人にやさしいまちの理念の普及に努め、市民がお互いに支え合えるまちの実現に努めます。

市民及び事業者は、人にやさしいまちの理念に対する理解を深め、その実現に向けて積極的に取り組むよう努めます。

私たちは、こうした役割と責任の下で、協働による人にやさしいまちづくりを推進していくために、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市、市民、事業者等のそれぞれの役割と責務を明らかにし、人にやさしいまちづくりを進めていく上での基本的事項並びに開発事業に伴う手続並びに都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく開発許可の基準及びその他の基準を定めることにより、人にやさしいまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内において在住、在勤又は在学をする者及び市内に土地若しくは建物を所有する者又は利害関係を有する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を営む者をいう。
- (3) 高齢者・障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上制限を受ける者、障害者基本

法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

- (4) 開発事業 法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、畑及び山林を住宅用地とする行為、駐車場若しくは駐輪場を設置する行為又は墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。以下同じ。）を設置する行為で第18条各号に規定するものをいう。
- (5) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (6) 開発面積 開発事業を行う土地の面積をいう。
- (7) 公共施設 法第4条第14項に規定する施設をいう。
- (8) 公益的施設 集積等の施設、集会施設、駐車施設、駐輪施設、保育施設及び教育施設等住民の福祉の増進に供する施設で、公共施設に該当しないものをいう。
- (9) 開発事業者 開発事業に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者（市を含む。）をいう。
- (10) 近隣住民 開発区域の近隣（当該開発区域から開発事業の規模に応じて規則で定める距離以内の区域まで）に在住する者、事業を営む者及び土地又は建物を所有する者をいう。

（基本理念）

第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければならない。

2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法（平成元年法律第84号）第2条に規定する土地について公共の福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法（平成5年法律第91号）第4条に規定する環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、みどりの保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。

4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者等をはじめすべての市民が暮らしやすくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める人にやさしいまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり人にやさしいまちづくりに関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、自ら設置し、管理する施設の整備については基本理念にのっとり行われなければならない。

3 市は、市民及び事業者が人にやさしいまちづくりについて理解を深めるとともに、人にやさしいまちづくりに関する自発的な活動が促進されるよう人にやさしいまちづくりに関する情報の提供及び啓発活動その他必要な措置を講じなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり地域社会の一員であることを自覚し、人にやさしいまちづくりについて理解を深め、自らその実現に向けて、積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に参加し、その推進に努めなければならない。

（開発事業者の責務）

第6条 開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、基本理念にのっとりその事業活動が地域社会に密接な影響を与えることを認識するとともに、この条例を遵守し、市が実施する施策に協力しなければならない。

## 第2章 人にやさしいまちづくり推進計画

### (推進計画の策定)

第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
- (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
- (3) 高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
- (4) 公共施設のバリアフリー化（障害者基本法第18条に規定する施設のバリアフリー化をいう。以下同じ。）の推進に関する事項
- (5) 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
- (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
- (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
- (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

3 市長は、推進計画を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、推進計画を策定及び実施するに当たり、市民及び事業者に対して情報を提供し、意見を反映させる機会を設けるものとする。

5 市長は、推進計画に係る事業の実施に際し、前項で受け付けた適切な意見、提案等については、その反映に努めるものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、第9条に規定する協議会の意見を聴くことができる。

### (表彰)

第8条 市長は、人にやさしいまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

2 市長は、前項の表彰をする場合は、次条に規定する協議会の意見を聴くものとする。

## 第3章 人にやさしいまちづくり推進協議会

第9条 人にやさしいまちづくりの推進に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として人にやさしいまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 前条に規定する表彰に関する事項
- (3) 次条に規定する大規模な土地の取引に関する事項
- (4) 第12条に規定する大規模な開発事業に関する事項
- (5) 第18条に規定する開発事業に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 協議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 協議会は、市民、事業者又は学識経験を有する者のうちから、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 大規模土地取引行為の届出

### (大規模土地取引行為の届出)

第10条 5,000平方メートル以上の土地に係る所有権、地上権若しくは賃借権若しくはその他の土地の利用に附随する権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転若しくは設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（契約の予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結しようとする者は、大規模土地取引行為の日の3月前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

（大規模土地取引行為の届出に対する助言）

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、基本理念に照らして当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

2 市長は、前項の助言を行うに当たっては、必要に応じて協議会の意見を聴くことができる。

#### 第5章 大規模開発事業の手続

（土地利用構想の届出等）

第12条 次の各号のいずれかに該当する開発事業（以下「大規模開発事業」という。）を行おうとする開発事業者（以下「大規模開発事業者」という。）は、あらかじめ大規模開発事業における土地利用構想（以下「土地利用構想」という。）を規則で定めるところにより市長に届け出て、協議しなければならない。

- (1) 開発面積が5,000平方メートル以上の開発事業
- (2) 共同住宅で計画戸数が100戸以上又は戸建住宅の計画区画数が100区画以上の開発事業
- (3) 床面積の合計が10,000平方メートル以上の建築物を建築する開発事業

2 前項に規定する届出は、第25条に規定する開発事業事前協議書の提出日の3月前までに、行わなければならない。

（土地利用構想の公開等）

第13条 市長は、土地利用構想の届出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該公告の日の翌日から起算して2週間、当該届出の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

2 大規模開発事業者は、前項に規定する期間内に、当該大規模開発事業の開発区域に接する道路その他見やすい場所に土地利用構想及び土地利用構想に係る説明会についての標識を設置し、近隣住民に対して説明会を開催しなければならない。

3 大規模開発事業者は、前項の説明会を開催したときは、説明会終了の日の翌日から起算して1週間以内に、当該説明会の開催内容等について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（意見書の提出等）

第14条 近隣住民は、大規模開発事業について、周辺の住環境等を考慮し、人にやさしいまちづくりを実現するために、前条第1項に規定する公告の日の翌日から起算して3週間以内に、市長に対し意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項に規定する期間満了後、速やかに当該意見書の写しを大規模開発事業者に送付するものとする。

（見解書の提出等）

第15条 大規模開発事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に記載された近隣住民の意見に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を、当該意見書の写しの送付を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該公告の日の翌日から起算して2週間、当該見解書の写し及び前条第1項に規定する意見書の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

（土地利用構想の変更の届出）

第16条 大規模開発事業者は、土地利用構想に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で、変更の内容が著しいときは、当該大規模開発事業者に対し、改めて第12条から前条まで及び次条の規定による手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。

(指導又は助言)

第17条 市長は、土地利用構想の届出があった場合は、基本理念に照らし、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の指導又は助言を行うに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

## 第6章 開発事業

(適用範囲)

第18条 次の各号に掲げる開発事業のいずれかを行おうとする開発事業者は、第9章に規定するところにより公共施設及び公益的施設(以下これらを「公共公益施設」という。)を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し、この章及び次章に規定する手続等の必要な事項を行わなければならない。

(1) 法第29条に規定する東京都知事の許可を要する開発行為

(2) 畑及び山林を住宅用地とする行為で、開発面積が500平方メートル以上のもの

(3) 駐車場又は駐輪場を設置する行為で、開発面積が500平方メートル以上のもの

(4) 墓地を設置する行為で、開発面積が500平方メートル以上のもの

(5) 建築物を設置する行為で、建築物が次のいずれかに該当するもの

ア 建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。)が10メートルを超えるもの。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅を除く。

イ 共同住宅、寄宿舍その他これらに類する用途に供する建築物で、当該計画戸数を16戸以上有するもの

ウ ワンルーム建築物(床面積が30平方メートル未満の住戸によって構成される共同住宅をいう。)で、当該住戸数を10戸以上有するもの

エ 床面積の合計が500平方メートル以上のもの

(環境配慮等)

第19条 開発事業者は、開発事業を実施するに当たっては、良好な自然環境及び居住環境が確保されるよう配慮しなければならない。

2 開発事業者は、開発事業の計画に当たって、開発区域内の保存樹木等(西東京市みどりの保護と育成に関する条例(平成13年西東京市条例第128号)第5条第1項の規定により指定されたものをいう。以下同じ。)及び市長が必要と認める樹木の保存に努めなければならない。

(文化財の保護)

第20条 開発事業者は、開発事業を実施するに当たっては、あらかじめ当該開発区域内の埋蔵文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条に規定する埋蔵文化財をいう。)及び指定文化財(西東京市文化財保護条例(平成13年西東京市条例第79号)第4条第1項の規定により西東京市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の指定を受けた文化財をいう。)(以下これらを「埋蔵文化財等」という。)の有無について教育委員会の指導を受けるとともに、開発区域内に埋蔵文化財等が存在する場合又は開発事業の着手後に埋蔵文化財等が発見された場合は、教育委員会の指示により、埋蔵文化財等を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(公害の防止)

第21条 開発事業者は、開発事業を実施するに当たっては、あらかじめ当該開発事業に伴って生じる公害（西東京市環境基本条例（平成14年西東京市条例第8号）第2条第2号に規定する公害をいう。）を防止するための必要な措置を講じるとともに、公害が発生したときは、人の健康又は生活環境に係る被害が拡大することのないよう適切な措置を直ちに講じなければならない。

（歩行空間の確保）

第22条 開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、規則で定める区間について、道路に面する建築物の1階の壁面部分（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面）と道路境界線との間又は開発区域内から道路境界線までの間に歩行者が通行可能な空間を確保するよう努めるものとする。

（履行事項）

第23条 開発事業者は、第18条第5号に規定する開発事業を行うに当たっては、次に掲げる事項の履行に努めるものとする。

- （1）別に定めるところにより電波障害等を防ぐために必要な措置を講じること。
- （2）近隣住民のプライバシーに配慮した措置を講じること。

（ワンルーム建築物の設置）

第24条 開発事業者は、第18条第5号ウに規定する開発事業を行うに当たっては、この条例に定める基準のほか、市長が別に定める基準を遵守しなければならない。

#### 第7章 開発事業の手続

（開発事業事前協議書等）

第25条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより開発事業事前協議書（以下「事前協議書」という。）をあらかじめ（法第29条の規定による開発行為の許可又は建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請を行う場合は、その申請前）市長に提出しなければならない。

（住民への説明等）

第26条 開発事業者は、規則で定めるところにより、開発区域に接する道路その他見やすい場所に開発事業の内容を示した標識を設置しなければならない。

- 2 開発事業者は、前項に規定する標識を設置した場合は、規則で定めるところにより標識設置届を市長に提出しなければならない。
- 3 開発事業者は、当該開発事業の計画内容、工事の施工方法等を近隣住民に対して、説明会等の方法により説明しなければならない。
- 4 前項の説明は、第29条第2項に規定する開発事業計画審査願の提出前に行わなければならない。
- 5 開発事業者は、近隣住民に説明を行ったときは、規則で定めるところによりその内容を速やかに市長に報告しなければならない。
- 6 開発事業者は、前項の報告終了後に、なお近隣住民から説明会の開催等の要望があったときは、改めて開発事業の計画内容、工事の施工方法等について、市長が別に定めるところにより説明するものとする。ただし、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号）第6条に規定する説明会等を行う場合は、この限りでない。
- 7 開発事業者は、当該開発事業によって近隣住民との間に紛争が生じた場合は、自らの責任において誠意をもって対応しなければならない。

（墓地造営計画の届出）

第27条 開発事業者は、第18条第4号に規定する開発事業を計画した場合は、事前協議書の提出前に規則で定めるところにより、墓地造営計画を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、開発事業者に対して、必要な指導又は助言を行うこ

とができる。

- 3 市長は、前項の指導又は助言を行うに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。  
(墓地造営に係る住民への説明等)

第28条 開発事業者は、墓地造営計画を市長に届け出たときは、規則で定めるところにより近隣住民に対して、説明会を実施しなければならない。

- 2 開発事業者は、前項の規定により近隣住民に説明会を実施したときは、事前協議書の提出前に、規則で定めるところにより市長に説明会についての報告書を提出しなければならない。  
(事前協議書に対する指導及び助言等)

第29条 市長は、事前協議書の提出があったときは、開発事業者に対して書面で必要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 開発事業者は、前項の指導又は助言に基づき、必要な修正又は変更を行い、開発事業計画審査願(以下「審査願」という。)を市長に提出し、次条に規定するところにより市長の同意又は承認を得なければならない。  
(開発事業の同意・承認及び協定の締結)

第30条 市長は、審査願が次章に規定する法の規定に基づく開発許可の基準及び第9章に規定する公共公益施設の整備基準に適合する場合は、開発事業に関する公共公益施設の整備、管理、帰属その他必要な事項について開発事業者と協定を締結するとともに、当該開発事業が第18条第1号に該当する場合(同条第2号から第5号までの開発事業が同条第1号に該当する場合を含む。)は法第32条に基づく開発行為に係る公共施設の管理者としての同意をし、その他の場合は開発事業に係る事業計画について承認をするものとする。

(開発事業の変更の申請等)

第31条 開発事業者は、審査願を市長に提出し、前条に規定する同意又は承認を得るまでの間に、開発事業の計画を変更しようとするときは、直ちに規則で定めるところにより届け出て、市長の同意又は承認を得なければならない。ただし、市長の指導若しくは助言に基づく変更又は規則で定める軽易な変更をするときは、この限りでない。

- 2 開発事業者は、前条に規定する同意又は承認を得た後、開発事業の計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に開発事業変更届を提出し、市長の同意又は承認を得なければならない。ただし、規則で定める軽易な変更をするときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定により提出された開発事業の変更の内容が、審査の結果、次章に規定する法の規定に基づく開発許可の基準及び第9章に規定する公共公益施設の整備基準に適合する場合は、前条の例により行うものとする。

(地位の承継)

第32条 第30条及び前条第3項に規定する協定の締結後、売買、相続等により新たに開発事業者となった者は、規則で定める地位の承継に関する書類を市長に提出しなければならない。

(開発事業に係る工事の着手の制限)

第33条 開発事業者は、第30条及び第31条第3項に規定する協定の締結を行った日以後でなければ、開発事業に係る工事に着手してはならない。

(工事着手の届出)

第34条 開発事業者は、開発事業に係る工事に着手したときは、規則で定めるところにより、速やかに工事着手届を市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第35条 開発事業者は、第30条及び第31条第3項に規定する協定に基づき整備した公共公益施設その他開

発事業に係る工事について、規則で定めるところにより市長が行う中間の検査を受けなければならない。  
(工事完了の届出及び完了検査)

第36条 開発事業者は、開発事業に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、工事完了届の提出があったときは、第30条及び第31条第3項に規定する協定に基づき整備した公共公益施設に関して、速やかに完了検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項に規定する完了検査の結果、次章に規定する法の規定に基づく開発許可の基準及び第9章に規定する公共公益施設の整備基準に適合すると認めるときは、適合証を開発事業者に交付するものとする。

(開発事業の廃止)

第37条 開発事業者は、当該開発事業を廃止する場合は、規則で定めるところにより、直ちに開発事業廃止届を市長に提出するとともに、近隣住民に周知しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届があった場合、その届に係る開発事業について、必要な指導を開発事業者に対して行うとともに、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための措置を講じるよう命ずることができる。

#### 第8章 都市計画法の規定に基づく開発許可の基準

(公園・緑地等の整備基準)

第38条 第18条第1号に規定する開発事業の場合(同条第2号から第5号までの開発事業が同条第1号に該当する場合を含む。)、法第33条第3項の規定に基づく都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第29条の2第1項第5号及び第6号の規定により設置すべき、公園、緑地又は広場(以下これらを「公園等」という。)の規模は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為にあつては、公園等の面積の合計が開発区域の面積の6パーセント以上とする。
- (2) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発行為にあつては、公園等の1箇所当たりの面積の最低限度を180平方メートルとする。

(敷地面積の最低限度)

第39条 第18条第1号に規定する開発事業の場合(同条第2号から第5号までの開発事業が同条第1号に該当する場合を含む。)、法第33条第4項の規定に基づく政令第29条の3の規定により開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、第一種低層住居専用地域にあつては110平方メートルとし、その他の用途地域にあつては100平方メートルとする。

- 2 前項に規定する予定される建築物の敷地が同項の規定による敷地面積の最低限度の異なる地域にまたがるときは、その敷地の全部について、その敷地の過半の属する地域に関する規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法第12条の4第1項に規定する地区計画等で敷地面積の最低限度を定めている場合は、当該最低限度を適用する。

#### 第9章 公共公益施設の整備基準

(道路等)

第40条 開発事業で整備する道路は、政令第25条で定めるもののほか、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び規則で定めるところにより整備しなければならない。

- 2 開発事業者は、開発区域に市道が接する場合は、別に定めるところにより当該道路を道路の中心線から3メートル後退させ、既存の道路と同等以上の構造で拡幅整備をしなければならない。
- 3 開発事業者は、道路整備に伴い道路排水施設及び交通安全施設を規則で定めるところにより設置するものとする。



## (公園等)

第41条 開発事業者は、第18条第2号及び第5号に規定する開発事業で、開発面積が3,000平方メートル以上の開発事業を計画した場合は、当該開発区域内に開発面積の6パーセント以上の割合で公園等を設置しなければならない。

2 開発事業者は、第18条第3号及び第4号に規定する開発事業で、開発面積が3,000平方メートル以上の開発事業を計画した場合は、当該開発区域内に開発面積の6パーセント以上の緑地を設置しなければならない。

3 開発事業者は、開発面積が3,000平方メートル未満の場合は、市の定める緑化に関する計画に基づき豊かな居住環境を維持するために、当該開発区域内に開発面積の3パーセント以上の緑地を規則で定めるところにより設置しなければならない。

4 前項に規定する緑地は、法第11条第1項第2号、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)第13条並びに西東京市みどりの保護と育成に関する条例第11条及び第12条で規定する緑地又は緑化とは別にそれぞれ設けるものとする。

5 開発区域の形状、地勢により第3項に規定する緑地を設置できないとき、又はその他の理由により設置する必要がないと市長が認めるときは、開発面積の3パーセントに相当する緑地を規則で定めるところにより金銭納付に替えることができる。

6 第1項から第3項まで及び第38条に定める基準に基づき設置される公園等の設置位置及び形状等については、規則で定めるところによる。

7 開発事業者は、公園等を計画する上で、保存樹木等及び市長が必要と認める樹木の保存に努めるなど周辺の環境及び景観に配慮しなければならない。

## (公園及び緑地等の基準の特例)

第42条 東京における自然の保護と回復に関する条例の適用を受ける開発事業については、第38条並びに前条第1項及び第2項で定める基準に基づき設置される公園等の面積に、東京都が定める基準に基づき設置される緑地の面積を含めることを妨げない。

## (上水道施設)

第43条 開発事業者は、上水道施設を整備する場合は、水道法(昭和32年法律第177号)、東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)等の関係法令等に適合させなければならない。

## (下水道施設等)

第44条 開発事業者は、下水道施設を整備する場合は、下水道法(昭和33年法律第79号)、西東京市下水道条例(平成13年西東京市条例第138号)等の関係法令等に基づき、市の下水道計画に適合させなければならない。

2 前項の場合において、開発事業者は、開発区域の雨水の流出の抑制を図るため、開発区域内に雨水浸透施設等を整備しなければならない。

## (消防水利施設)

第45条 開発事業者は、開発面積が3,000平方メートル以上の開発事業の場合で、消防に必要な水利施設を整備する場合は、規則で定めるところにより、消防法(昭和23年法律第186号)等の関係法令等に適合させなければならない。

## (集積等の施設)

第46条 開発事業者は、規則で定めるところにより、開発区域内に廃棄物等の集積等を行う施設を設置しなければならない。

## (集会施設)

第47条 開発事業者は、第12条第1項第2号の大規模開発事業の場合は、規則で定めるところにより、集

会施設を設置しなければならない。

( 駐車・駐輪施設 )

第48条 開発事業者は、第18条(第3号を除く。)に規定する開発事業の場合は、規則で定めるところにより、駐車場及び駐輪場を設置しなければならない。

( 保育・教育施設等 )

第49条 開発事業者は、第12条第1項第2号の大規模開発事業で計画戸数が500戸以上又は計画区画数が500区画以上の場合は、保育・教育施設等について、市長及び教育委員会とあらかじめ協議しなければならない。

( 防災行政用無線局 )

第50条 開発事業者は、開発事業により市が防災行政用に設置する防災行政用無線局の運用に支障を与えるおそれがある場合は、必要な措置について市長とあらかじめ協議しなければならない。

( 公共公益施設及び用地の引渡し等 )

第51条 開発事業者は、第30条及び第31条第3項に規定する協定に基づき整備した公共公益施設、用地等を市へ無償提供する場合は、開発事業の完了後、規則で定めるところにより市長と無償提供に関する手続を行うものとする。

2 開発事業の完了後における公共公益施設、用地等の管理を第30条及び第31条第3項に規定する協定に基づき行うこととなった者は、当該施設等の機能を適切に維持しなければならない。

#### 第10章 措置等

( 調査、指導及び立入検査 )

第52条 市長は、必要があると認めるときは、開発事業者に対し、開発事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はこの条例の施行に必要な限度において、市の職員に、開発事業の実施場所若しくは施設に立ち入り、調査させることができる。

2 市長は、前項の調査において、第30条及び第31条第3項に規定する協定の内容と当該開発事業が適合しないと認めるときは、開発事業者に対し、期限を定めて開発事業の是正を指導するものとする。

( 勧告 )

第53条 市長は、開発事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該開発事業者に対し、開発事業に係る工事の停止、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(1) 第30条及び第31条第3項に規定する協定の内容又は第30条及び第31条第3項の規定に基づき同意し、若しくは承認した内容と異なる工事に着手したとき、又はそのような工事を継続しているとき。

(2) 第33条の規定に違反して工事に着手をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が勧告をする必要があると認めたとき。

( 命令 )

第54条 市長は、前条の規定による勧告を受けた開発事業者が当該勧告に従わないときは、開発事業に係る工事及びその他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて是正するための必要な措置を講じるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令をする開発事業者に対し、あらかじめ出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該開発事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

( 公表 )

第55条 市長は、前条の規定による命令を受けた開発事業者が、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより当該開発事業者に関する事項を公表することができる。

#### 第11章 雑則

(適用除外)

第56条 開発事業のうち次に掲げるものについては、第4章から第9章までの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 法令に基づく都市計画事業
- (2) 国又は地方公共団体その他これに準ずる法人が行う開発事業で市長が認めるもの
- (3) 建築基準法第85条第1項の規定による応急仮設建築物の建築
- (4) 災害に係る必要な応急措置として行われる開発事業
- (5) その他市長が適用しないことを適当と認める開発事業

(委任)

第57条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成20年2月規則第9号で、同20年4月1日から施行)

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に事前協議書の提出があった開発事業に適用する。ただし、施行日以後3月以内に事前協議書の提出があった大規模開発事業については、第5章の規定は適用しない。

## 用語集

ページ

### あ 行

- エコプラザ西東京 ..... P 16  
環境保全や循環型社会の形成につながる活動・啓発・学習の拠点施設として、平成20年6月24日に開館した（泉町三丁目12番35号）。多目的スペース、講座室、環境学習コーナーなどがあり、環境保全に関する啓発イベントなどを開催しているほか、多目的スペースと講座室は、環境の保全と循環型社会の形成につながる活動をしている市民または市内団体に対して貸出を行っている（有料）。  
また、展示スペースでは、シルバー人材センターがリサイクル家具の展示等を行っている。
- NPO（法人） ..... P 11,18,19,21,30  
特定非営利活動法人。平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。

### か 行

- カラー舗装 ..... P 27  
美観上、あるいは交通安全対策上、道路の機能を高めるために着色した舗装で、着色舗装とも呼ばれる。細街路においては、主にドライバーの注意を喚起し速度の抑制を促すために用いられている。
- 交通安全協力員 ..... P 28  
交通事故防止のため、地域における交通安全教室などの企画・運営などの支援・協力を行う人。
- 交通擁護員 ..... P 28  
公立小学校の児童の通学途上における安全確保を図るために配置されている人。
- 公園の誘致距離 ..... P 22,31  
誘致距離とは、公共施設利用者が施設を利用するときに抵抗のない距離をいう。都市公園法第2条に基づく都市公園には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園などの種別があり、このうち街区公園、近隣公園、地区公園については誘致距離をそれぞれ、250m、500m、1kmを標準としている。

コミュニティバス ..... P 11,29  
 路線バスと乗り合いタクシーの中間的な役割を担う小型バスで、バス交通に恵まれない不便な地域を運行する乗り合いバスの総称。本市では、平成14年3月に「はなバス」の運行を開始している。

## さ 行

災害時要援護者対策 ..... P 20

災害時要援護者とは、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動をとるのに支援を要する人で、一般的には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等などが想定されている。近年の風水害や豪雪においては、死者の大半が65歳以上の高齢者となっているなど、災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題とされている。

災害時要援護者対策を進めるため、国が平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（改訂版）」では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者避難支援計画の具体化、避難所における支援、関係機関等との連携を課題に挙げ、その対策を示している。

ささえあい訪問サービス ..... P 20

市内在住でおおむね65歳以上の方で、親族・近所・友人からの見守りが少ない方、またはふだんの生活に不安がある方を対象に、月1回の玄関までの訪問と、週1回の外からの生活状況の確認を行うサービス。

ささえあい訪問協力員養成研修を受講した地域のボランティアが、高齢者宅を訪問し、玄関で話を聞いたり、まちであったときに声かけをしたりして、安否の確認を行うほか、新聞受け・郵便受け、照明の点灯などの状況からも高齢者の見守りをを行っている。

市街化区域 ..... P 22

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域の中で積極的に市街化を図っていくものとして区分された区域で、すでに市街地を形成している区域や、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

(仮称)市民協働推進センター ..... P 18,21

様々な立場の人や団体が協働して地域課題の解決にあたる「協働によるまちづくり」を推進するため、市がその拠点として設置する施設（平成20年度、南町5-6-18 イングビル内）。具体的には、市民活動に関する情報の収集や提供、総合的な相談、また団体相互の連携・交流支援などを行う。

市民農園 ..... P 37

潤いある緑地空間としての農地を保全するとともに、市民が自らの手で野菜を栽培し、生産の喜びと農業に対する理解を深めていただくために利用されている農園。新町、北町、富士町、西原町の4箇所（約240区画）がある。

障害者基本法 ..... P 6

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者施策を総合的かつ計画的にすすめること、障害者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。平成16年6月に改正され、何人も障害のある人に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。法第18条では、国及び地方公共団体、交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならないと規定している。

（仮称）障害者福祉総合センター ..... P 20

障害の種別にかかわらず、西東京市内に居住する障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点とし、併せてノーマライゼーションの促進を図ることを目的とした施設（建設場所：田無町四丁目17番14号、平成20年度設計、平成21・22年度建設予定）。

施設内容としては相談支援センター、就労支援センター、交流スペース、生活訓練室、地域活動支援センター、会議室、情報コーナー、生活介護事業所、多目的室などの整備が予定されており、市民及び利用者のニーズに合った利用しやすい施設として整備することとしている。

身体障害 ..... P 45

身体障害者福祉法に規定された視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（65ページ参照）をいう。

身体障害者手帳 ..... P 4,46

身体障害のある人に交付されるもので、これを受けることにより自立支援医療の給付や税の減免、航空運賃の割引などの各種制度の利用ができるほか、各種の障害福祉サービスが受けられる。

精神障害 ..... P 45

統合失調症、躁うつ病、うつ病、器質性精神障害（てんかん等）、中毒性精神障害など、精神の病気のために社会生活が困難になっている状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳 ..... P 4,47  
 精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある人に交付されるもので、その人の自立と社会参加を促進するための手帳。これを受けることにより、各種の支援・サービスが受けられる。

## た 行

地域活動情報ステーション ..... P 21  
 市内で活動を展開する市民団体、NPOに関する様々な情報を集約し、市民に提供するため、市が開設するホームページ。登録した団体は、団体情報・イベント情報等を掲載・更新することができる。市のホームページからは独立した情報サイトとして、インターネットから誰でも閲覧できる。

地域福祉計画 ..... P 8,20  
 平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により制定された社会福祉法（第107条）の規定に基づいて策定される計画で、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、および地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を定める。なお本市では、平成21～25年度を期間とする「西東京市地域福祉計画（第2期）」を策定している。

地区計画 ..... P 27,28  
 都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備、開発または保全するために定められる計画。

知的障害 ..... P 45  
 先天性、出生時または出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

都市計画道路 ..... P 11,27,28,29  
 都市計画法第11条に規定された都市施設の1つで、都市計画によって決定された道路をいう。定める事項としては、種類、名称、位置、区域、種別及び車線の数その他の構造となっている。安全・快適な交通の確保、みどりの空間の確保、活力と魅力のある都市形成、防災機能の強化、上下水道・都市ガスなどの収容機能などさまざまな機能を有している。

## な 行

- 内部障害 ..... P 46  
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の各機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害等をいう。
- 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会 ..... P 5,39,41,48  
西東京市人にやさしいまちづくり条例（第9条）に基づき設置される、人にやさしいまちづくりの推進に関する事項について調査審議する市長の附属機関。協議会は、市長の諮問に応じ、推進計画に関する事項、人にやさしいまちづくりにかかわる表彰に関する事項、大規模な土地の取引に関する事業、大規模な開発事業に関する事項等について調査審議し、答申する。
- ネットワーク ..... P 11,20,21  
各主体を網の目のように結びつなぐこと。サービス提供においては、サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築することを意味する。
- 農業景観散策会 ..... P 37  
西東京市内の農地等のある風景を営農者の協力を得て、市民が楽しみながら農業について学び、散策する会。平成18年度から年1回実施しており、職員が引率している。
- 体験型農園 ..... P 37  
農家の方の技術指導を受けながら野菜栽培ができる農園。農業経験のない人でも安心して野菜づくりに取り組むことができる。市民と農業従事者の密接な交流を図り、かつ農地も保全できる形態として平成17年度から始められている。
- ノーマライゼーション ..... P 1  
障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前（ノーマル）であるという考え方。

## は 行

- パブリックコメント ..... P 5,48  
行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度（意見公募手続）。2005年6月の行政手続法の改正により制度化された。市が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。



バリアフリー ..... P 10,11,12,13,14,15,17,35

高齢者や障害者が社会へ関わりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁（バリア）があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくりにおけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。

ヒートアイランド現象 ..... P 1

ビルやマンションなどの建物や自動車から出る排熱、アスファルトからの放熱などが大きい都市部では、郊外に比べて気温が高くなる。こうした地域で気温の等高線（等温線）を描くと、高温部分が島のように都心部を取り巻く形として表れることからヒートアイランド現象と呼ばれる。都市高温化ともいう。

人にやさしいまちづくり事業 ..... P 22,27

福祉インフラ整備に関する施策の推進方策として、国土交通省（旧建設省）が平成6年に創設した事業制度。市街地における高齢者・障害者の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備、高齢者等の利用に配慮した建築の促進等を図ることを目的としている。

国により事業が採択された場合、屋内外の移動施設（スロープ、エレベーター、案内装置など）や、移動施設と一体的に整備される公共空間（広場、ホール、トイレなど）の整備に対して一定割合の補助が受けられる。

本市では、合併前の旧田無市が平成9年に、旧保谷市が平成12年にそれぞれ「人にやさしいまちづくり事業基本構想、同整備計画」を策定している。さらに合併後の平成15年には、ひばりヶ丘周辺地区、東伏見駅・西武柳沢駅周辺地区の基本構想、整備計画を策定し、公共建築物や道路・歩行空間その他交通施設等の整備を推進している。

ポケットパーク ..... P 31

道路整備や交差点の改良などによって生じたスペースに、ベンチを置くなどしてつくられた小さな公園または休憩所をいう。本市では、都市計画道路の整備に並行して、住吉第一・第二ポケットパーク、下保谷第一～第三ポケットパークなどが設置されている。

保存樹等の指定基準 ..... P 37

西東京市みどりの保護と育成に関する条例施行規則第2条の保存樹等の指定基準により、樹木の大きさや生垣の長さが一定の基準以上の保存樹木・保存生垣について、その所有者等から指定の申請があった場合、保存樹木・保存生垣として指定される。

ボランティア ..... P 11,12,19,21,30  
市民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

## ま 行

マーキング ..... P 27  
道路交通の規制、指示などのために、舗装面、縁石などの路面にペイントで描かれる記号や文字の標示をいう。

## や 行

ユニバーサルデザイン ..... P 9,11,15,22,26  
ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」の意。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障害者・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

## ら 行

療育手帳（愛の手帳） ..... P 4,47  
知的障害者（児）の人に交付されるもので、これを受けることにより一貫した指導・相談や障害福祉サービス、各種援助が受けやすくなる。なお、東京都では「愛の手帳」という。

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（素案）  
平成20年12月

発行 西東京市都市整備部都市計画課

〒202-8555 西東京市中町1-5-1（保谷庁舎）

電話 042-438-1311（代表）

FAX 042-438-2022

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>